

第3章 基本計画

1 施策体系

基本理念（目指す都市像）である「恵まれた環境をまもり、はぐくみ、未来へつなぐ、持続可能な環境都市」の実現に向けた具体的な方向性を示すものとして、七つの基本方針のもと、総合的・体系的に17の施策を展開します。

施策体系は、基本方針・施策^{【注】}・取組・具体的取組^{【注】}で構成します。

【注】 施策・・・基本方針を実現するための手段です。

取組・具体的取組・・・施策を達成するための具体的な手段です。

基本方針	施策	取組
1 快適で安全・安心な生活環境をつくる	1-1 安全・安心な生活環境対策を推進する	1-1-1 大気汚染対策
		1-1-2 騒音・振動・悪臭の防止
		1-1-3 有害化学物質汚染の防止
		1-1-4 環境衛生における調査研究の充実
	1-2 良好な景観を形成する	1-2-1 地域の特性に即した景観の保全、育成、創造
		1-2-2 青少年の健全な育成
	1-3 快適な都市・居住空間を創出する	1-3-1 計画的な都市づくりの推進
		1-3-2 良好な居住環境の形成
		1-3-3 道路の整備と維持管理
		1-3-4 公園の整備と維持管理
1-3-5 市有施設の整備		
2 恵み豊かな自然環境をまもり、そだてる	2-1 地下水や河川を保全する	2-1-1 地下水の水量の保全
		2-1-2 地下水の水質の保全
		2-1-3 河川や水路の水質の保全
	2-2 森林と緑地を保全し、創出する	2-2-1 緑の保全
		2-2-2 緑の創出

第3章 基本計画

3 歴史的・文化的環境を まもり、次世代につなぐ	3-1 文化財等を保存し活用する	3-1-1 文化財等の調査と保存、活用と継承
	3-2 文化活動を推進する	3-2-1 文化活動の支援

4 生物多様性に配慮した 自然共生社会をつくる	4-1 生物多様性を保全する	4-1-1 絶滅危惧種の保全と外来種の対策の推進
		4-1-2 生物多様性に配慮した農水産業の推進
	4-2 生物多様性の恵みを持続的に活用する	4-2-1 生態系を活用した減災の維持と推進

5 環境負荷の少ない持続可能な循環型社会をつくる	5-1 廃棄物の発生を抑制する	5-1-1 リデュースとリユースの推進
		5-1-2 食品ロス対策の推進
		5-1-3 プラスチックごみの公共用水域 [*] への流出抑制
	5-2 資源の循環的な利用を促進する	5-2-1 リサイクルの推進
		5-2-2 廃棄物等のエネルギーや資源としての活用
		5-2-3 プラスチックの資源循環
	5-3 廃棄物を適正に処理する	5-3-1 効率的な収集運搬体制の確立
		5-3-2 適正な中間処理・最終処分体制の確立
		5-3-3 不法投棄・資源物等の持ち去り行為防止対策の強化
		5-3-4 フロン類の適正な回収

6	地域から行動し、地球環境をまもる	6-1 地球温暖化対策を推進する	6-1-1 再生可能エネルギー※の利用の促進
			6-1-2 省エネルギーの推進
			6-1-3 環境にやさしい交通の推進
			6-1-4 気候変動による影響への適応
	6-2 海洋の汚染を防止する	6-2-1 海の水質保全	
		6-2-2 プラスチックごみの公共用水域への流出抑制	
6-2-3 プラスチックの資源循環			

7 組む	各方針をつなぎ横断的に取り	7-1 環境影響評価を推進する	7-1-1 環境影響評価条例の制定と体制の構築
			7-1-2 事前配慮の仕組みの構築
	7-2 環境啓発・環境教育を推進する	7-2-1 環境保全活動を実践できる人材の育成と環境に関する情報発信	
		7-2-2 学校教育の場におけるESDの推進	
	7-3 国等との連携と国際協力に取り組む	7-3-1 市民等の参画・協働	
		7-3-2 国等との連携	
7-3-3 国際協力の推進			

2 達成指標・成果指標

前述の施策体系を取りまとめ、計画の全体的な達成状況を測る達成指標（KGI・最上位目標の達成指標）を以下のとおり設定します。

達成指標	単位	R2 基準値	R13 目標値
良好な環境が守られていると感じる市民の割合	%	58.5	75

また、施策毎に成果指標（KPI・施策毎の達成状況の評価指標）を設定し、施策の進捗状況を測る客観的な指標を設定します。

いずれも、基準値と計画目標年度である令和13年度(2031年度)の目標値を設定し、毎年の進行管理に努めます。なお、目標値について、令和13年度(2031年度)の設定が困難なものについては、これより以前の年度において設定することとし、

中間見直しにおいて改めて設定します。この場合、目標値の数値の下に、「(RO)」と表記します。

なお、基準値及び目標値は単年度の数値を用いますが、指標の性質上、累計値を用いた方がよいと判断されるものは、累計値を用いています。この場合、指標の名称の箇所に「(累計)」と表記します。

その他、成果指標の設定にあたっては、施策の継続性という観点から、前計画から引き継ぐ指標、熊本市第7次総合計画や個別分野計画における指標を設定するほか、新たな指標を設定します。

3 施策の展開

次頁以降では、施策ごとに、現状と課題、施策の方向性（取組・具体的取組及び担当課）、成果指標、関連計画を示します。

また、施策ごとに、関連するSDGsの17の目標（ゴール）を整理し、成果指標の目標達成と併せて、環境・経済・社会の統合的な発展を目指すとともに、施策の下部にSDGsの17のアイコンを表示し、視覚的にSDGsとの関連を分かりやすくしています。

基本方針 1 快適で安全・安心な生活環境をつくる

施策 1-1 安全・安心な生活環境対策を推進する



現状と課題

■取組 1-1-1 大気汚染対策

さわやかな空気は、やすらぎと潤いのある生活環境の基本的事項であり、PM2.5※をはじめとする大気環境は、年々改善していますが、光化学オキシダント※については市内全ての測定局で環境基準未達成となっています。このことについては、越境大気汚染の影響も考えられるため、国の動向を注視しながら今後も継続して常時監視や研究を実施する必要があります。

また、令和3年(2021年)4月に大気汚染防止法が改正され、石綿(アスベスト※)飛散防止にかかる規制が強化されました。アスベスト除去を伴う解体等工事は令和10年(2028年)頃をピークに年々増加が見込まれることから、今後、アスベストを含む建築材料を使用している建築物の立入検査等、監視指導を強化していく必要があります。その他、苦情に対する指導などの大気汚染対策に取り組む必要があります。

■取組 1-1-2 騒音・振動・悪臭の防止

騒音・振動環境についても同様、生活環境の基本的事項であり、事業場から発生する騒音・振動による公害の未然防止のため、工場・事業場等へ公害防止事前指導届等の各種届出の遵守について、今後も周知していく必要があります。この他、自動車騒音の定期的な測定、苦情に対する指導などの騒音・振動・悪臭の防止に取り組む必要があります。

■取組 1-1-3 有害化学物質汚染の防止

有害大気汚染物質及びダイオキシン類の状況については、ともに例年、環境基準値及び指針値を大幅に下回っています。また、有害大気汚染物質については、国により、近い将来、測定項目が追加される予定であるため、測定計画の見直しが必要です。この他、有害化学物質に関する調査や市民への情報提供などの有害化学物質汚染の防止に取り組む必要があります。

■取組 1-1-4 環境衛生における調査研究の充実

環境衛生における調査研究は、新型コロナウイルス感染症の検査対応を最優先としつつ、必要な検査業務に対応しています。法改正や社会情勢の変化による検査項目の増加、より微量な物質の分析等の検査技術の高度化が求められる中、新たな検査技術の導入や、突発的な危機管理事案等、社会的問題にも対応できるよう、職員の育成が必要です。この他、環境汚染物質等の正確な試験・検査などの調査研究に取り組む必要があります。

施策の方向性

■取組 1-1-1 大気汚染対策

具体的取組	担当課
大気状況を常に監視することで、状況把握に努めるとともに、市民へ迅速に情報を提供します。	・環境政策課
国や県と協力しながら、光化学オキシダント等の大気汚染物質の研究と発生メカニズムの解明を進めます。	
大気汚染の発生源である ばい煙発生施設や誘発性有機化合物（VOC）排出施設等を設置する工場・事業場に対し、適正管理について指導を強化します。	
光化学スモッグ注意報等の発令時や、PM2.5の注意喚起の発出時には、速やかに市民に対し情報を周知します。	
アスベストを含む建築材料を使用している建築物の解体工事の適正な施工についての周知を行うとともに、監視指導を強化します。	
大気汚染の苦情に対し適正な指導を行います。また、必要に応じ区役所と連携し初動体制の強化を図ります。	
工場・事業場の立地等の際には、「熊本市公害防止事前指導要綱」に基づき周辺の環境に配慮した公害防止の対策を実施するよう指導を行います。	

■取組 1-1-2 騒音・振動・悪臭の防止

具体的取組	担当課
主要幹線道路沿いで自動車騒音を定期的に測定し、環境基準が未達成の区間は、原因や改善方法の検討を進めます。	・環境政策課
新幹線の騒音・振動の問題に対しては、熊本県と連携しその対応にあたります。	
騒音・振動・悪臭の苦情に対し適正な指導を行います。また、必要に応じ区役所と連携し初動体制の強化を図ります。	
工場・事業場の立地等の際には、「熊本市公害防止事前指導要綱」に基づき周辺の騒音・振動の環境に配慮した公害防止の対策を実施するよう指導を行います。	・農業支援課
畜産施設等の適正管理による悪臭防止対策を推進します。	
騒音・振動・悪臭防止について、市民・事業者への啓発を進めます。	・環境政策課

■取組 1-1-3 有害化学物質汚染の防止

具体的取組	担当課
有害大気汚染物質やダイオキシン類濃度を常時監視することで、状況把握に努めるとともに、市民へ迅速に情報を提供します。	・環境政策課
PRTR 制度に基づく事業者からの届出により化学物質の排出量や移動量を把握し、その結果を市民へ情報提供します。	
新たな環境汚染物質（化学物質）に対し分析・検査体制を充実するとともに、測定計画の見直しを検討します。	・環境総合センター
酸性雨の適正な調査を行い、結果を公表します。	・環境政策課

■取組 1-1-4 環境衛生における調査研究の充実

具体的取組	担当課
環境汚染物質、食品や感染症の正確な試験・検査を行います。	・環境総合センター
環境や保健衛生の様々な問題や新たな感染症へ対応できるよう検査体制の充実や職員の育成を図ります。	
環境保全のための調査・研究や環境情報の解析を行い、その成果を施策に活かすとともに、ホームページ、年報や各種メディアなどで広く市民に提供します。	
テロ災害などの有事の際に、原因物質の特定を安全かつ迅速に実施するために、科学捜査研究所などの関係機関との連携を強化します。	

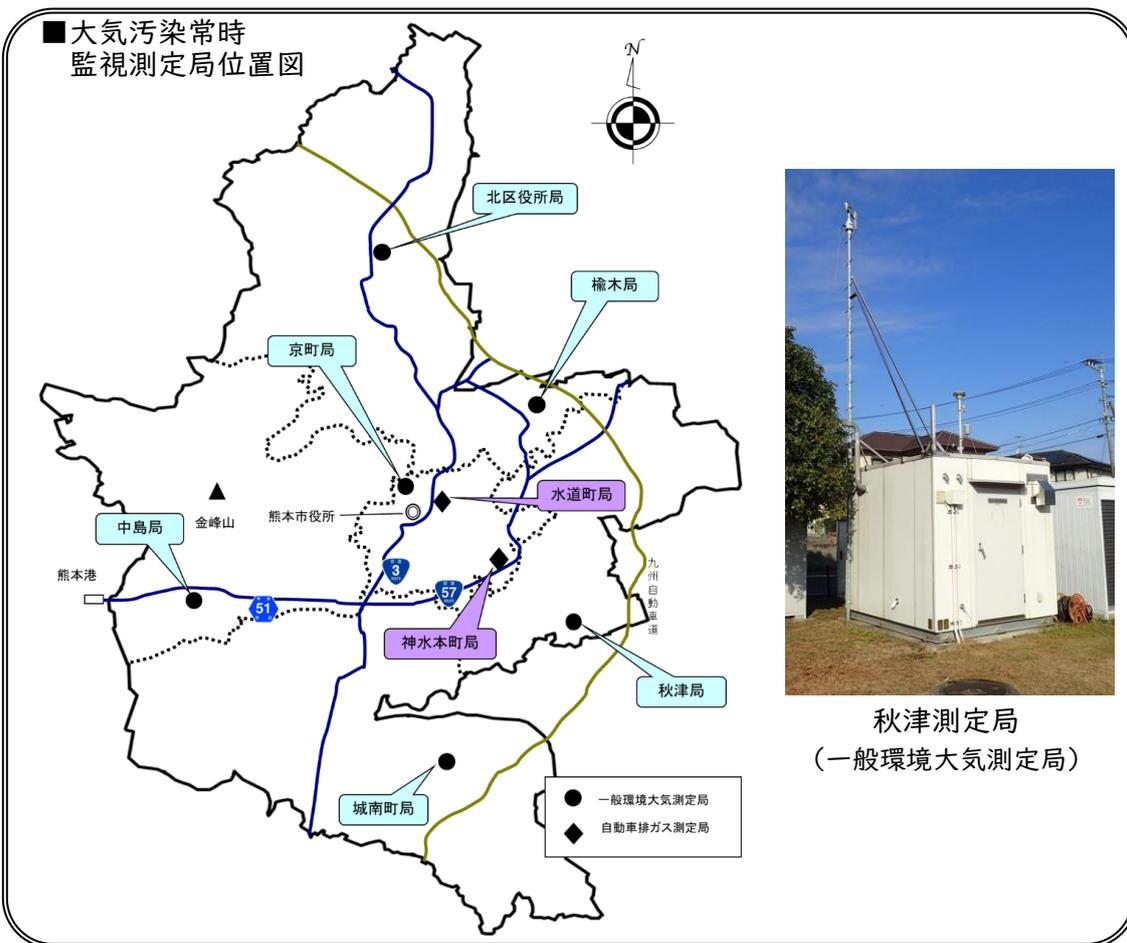
成果指標

成果指標	単位	R2 基準値	R13 目標値
二酸化窒素（自動車排出ガス測定局）の環境基準達成率	%	100	100
微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準達成率	%	75	100
光化学スモッグ注意報発令回数	回	0	0
アスベスト調査のための解体等工事現場への立入検査数	件	34	300
自動車騒音環境基準達成率	%	97.1	100
有害大気汚染物質の環境基準及び指針達成率	%	100	100
大気中のダイオキシン類の環境基準達成率	%	100	100

成果指標	単位	R2 基準値	R13 目標値
測定計画検査数達成率	%	55	100

関連計画

各法令に基づく施策
熊本市公害防止事前指導要綱



施策 1-2 良好な景観を形成する



現状と課題

■取組 1-2-1 地域の特性に即した景観の保全、育成、創造

本市の景観に関する施策は、基本条例の精神にのっとり制定された熊本市都市景観条例が転換点として挙げられます。景観法の制定で、熊本市景観条例に全面改正されましたが、「水、緑、歴史、街並み等森の都くまもとが持つ豊かな地域の特性を生かした良好な景観の形成を総合的に推進し、もって文化と歴史にはぐくまれた快適な市民生活の確保に資する」と条例制定の目的にも記されており、熊本市の良好な環境の確保のためにも景観は重要な環境の一部となっています。

なお、基本条例では、景観を「都市景観」、「自然景観」、「歴史的景観」の3種類に分類していますが、これらは個別に存在するものではなく、それぞれが調和しながら熊本らしい景観を形成することから、本項でまとめて記載します。

また、私たちの生活にゆとりやうるおいをもたらす快適な環境を創造することも求められており、身近な緑や水辺に代表される自然景観の保全、美しい街並みに代表される良好な都市景観の創出、歴史的景観の継承といった、良好な景観の形成は「生活環境」の向上につながります。今後とも、景観計画に基づき、熊本らしい景観の保全、育成に努めるとともに、景観形成に関する普及啓発を進める必要があります。

■取組 1-2-2 青少年の健全な育成

本市では、基本条例の趣旨を踏まえ、市民の快適で良好な生活環境の実現と青少年の健全な育成を図るため、ラブホテルの建築を規制することを目的として制定した、熊本市ラブホテル建築規制に関する条例に基づき、建築判定等を行っています。今後も引き続き、適正な運用が必要です。この他、青少年の健全育成に向けた取組が必要です。

施策の方向性

■取組 1-2-1 地域の特性に即した景観の保全、育成、創造

具体的取組	担当課
景観法に基づく届出に対し、景観計画に定める景観形成基準に適合するよう適正な審査、指導を行います。	・都市デザイン課
ゾーン（地域）や軸（道路や河川）の景観方針を定め、それぞれの地域特性を生かした個性ある景観形成を進めます。	
熊本城など六つの重要地域の景観方針を定め、熊本らしさを印象づけ、本市の景観形成を先導する景観形成を進めます。	
市民による景観形成活動に対し、専門家の派遣など各種支援を行うほか、景観重要樹木 [※] の指定、景観重要建造物 [※] 、景観形成建造物の指定及び保存、修景行為に対する助成を行います。	
歴史的建造物の保存活動に取り組んでいる地域まちづくり団体などと連携しながら歴史的建造物の保存と利活用を推進します。	
地域住民による景観形成基準等の提案や、地域住民との景観協定の締結などにより、地域特性に応じた景観形成の推進に取り組みます。	
熊本市屋外広告物条例に基づく、適正な許認可事務や是正指導を行います。	
市民の景観及び屋外広告物に関する知識の普及、意識の高揚等啓発に努めます。	

■取組 1-2-2 青少年の健全な育成

具体的取組	担当課
熊本市ラブホテル建築規制に関する条例を適正に運用します。	・生活衛生課
地域及び関係機関との連携を強化し、街頭指導活動を推進し、青少年にとっての良好な生活環境の確保に努めます。	・青少年教育課

成果指標

成果指標	単位	R2 基準値	R13 目標値
新町・古町地区、川尻地区の町並みづくり助成件数	件	4	5
地域における青少年健全育成活動への参加者数	人	26,187	110,000 (R5)

関連計画

熊本市景観計画
熊本市歴史的風致維持向上計画～くまもと歴史まちづくり計画～
熊本市光のマスタープラン
熊本市公共サインガイドライン
屋外広告のてびき

■熊本市における良好な景観例



自然景観(江津湖)



歴史的景観(唐人町の街並み)



都市景観と歴史的景観の調和
(通町筋から熊本城を望む)

施策 1-3 快適な都市・居住空間を創出する



現状と課題

■取組 1-3-1 計画的な都市づくりの推進

今後加速する人口減少により、市街地の人口密度が低くなり、地域によっては、商業や公共交通など日常生活に必要なサービスの維持が困難となることが予想されます。将来においても安心して暮らしやすい都市とは、快適な都市・居住空間です。このような都市を実現するためには、まちの防災力を高めるとともに、中心市街地と日常生活に必要な機能が整う地域拠点に都市機能を維持・確保し、それらを利便性の高い公共交通で結ぶ「多核連携都市」の形成をはじめとして、無秩序な開発を防ぎ、適正な土地利用を推進していく必要があります。

■取組 1-3-2 良好な居住環境の形成

少子高齢化や人口減少社会の到来、さらに、建築物の老朽化、空き家の増加など、今後も様々な要因に伴う居住環境への影響が懸念されています。このような中、多様化する住宅ニーズへの対応や、住宅性能の向上などへの支援が不可欠であり、増加する空き家についても、発生の抑制、有効活用及び適正管理の促進など総合的な対策を講じる必要があります。

また、多くの建物が被害を受けた熊本地震の教訓を踏まえ、民間の住宅・建築物の耐震化を促進することが重要です。一方、市営住宅は、市民をはじめ利用者の方々が安全・安心に利用できるよう常に健全な状態を維持し続けることが求められます。しかし、高度成長期を中心に集中して整備された市営住宅が老朽化し、一斉に更新時期を迎えることが見込まれることから、効率的かつ計画的な保全に取り組み、増大する維持管理費用を軽減する必要があります。

■取組 1-3-3 道路の整備と維持管理

本市では、主要渋滞箇所数が三大都市圏を除く政令指定都市でワースト1であるなど、交通渋滞が常態化しており市民生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしています。さらに、市内中心部と高速道路インターチェンジや空港などの交通拠点とのアクセス性が低いことから、平常時・災害時に求められる道路機能の強化が課題です。

安定的な物流・人流を確保するための長期的な広域道路ネットワークの構築を国県関係市町村で連携促進するとともに、骨格幹線道路網である2環状11放射道路網の整備を促進する必要があります。

また、あらゆる人にとって安全で快適な道路空間の整備が課題となっていることから、交差点改良や歩行空間の整備に加え、効率的な道路施設の管理や耐震化、長寿命化に取り組む必要があります。

■取組 1-3-4 公園の整備と維持管理

本市が管理する公園は千箇所を超えており、1人当たりの都市公園面積も約9.7㎡と標準としている10㎡に近づくなど、一定の整備水準に達していると考えられます。しかし、公園数の増加に併せて老朽化した公園施設も増えており、安全・安心な公園施設の維持管理や、維持管理費用の増加への対応などは新たな課題となっています。

一方、公園に求められる役割は、熊本地震やコロナ禍といった近年の社会を取り巻く環境の変化を受けて、以前にも増して重要になってきています。

そのため、長寿命化計画に基づいた公園施設の改修や自治会等へ公園の管理を委託する公園協働地域業務委託の推進、民間活力を活かした公園管理運営の検討など、効率的な維持管理と併せて公園の魅力を高める工夫が必要となっています。

■取組 1-3-5 市有施設の整備

本市は市民生活を支える学校、市営住宅、行政施設等の建築物や道路、橋梁、上下水道といったインフラ資産を多数保有していますが、これらの施設は、昭和50年(1975年)代を中心に整備されたものが相当数に上り、今後の老朽化による更新の際、多額の費用が集中的に必要となることが懸念されます。

財政状況が厳しさを増す中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことも予想され、限られた財源で市民ニーズに適切に対応しながら公共施設を維持管理するため、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現していくことが必要です。なお、市営住宅、道路、橋梁などは別取組にて記載します。

施策の方向性

■取組 1-3-1 計画的な都市づくりの推進

具体的取組	担当課
中心市街地を市域及び近隣市町村全体の拠点とし、周辺では行政・商業など地域の生活サービス機能が充実した地域拠点や生活拠点を核として複数の地域生活圏の形成を図ります。	・都市政策課
都市機能誘導区域及び利便性の高い公共交通軸の沿線に居住誘導区域を設定し、一定の人口密度を維持することで、日常生活サービス機能や公共交通などを確保し、市民の暮らしやすさを維持する取組を推進します。	
土地利用については、利便性の高い中心市街地や地域の拠点から市街地が段階的に形成され、外側では、ゆとりある住宅地や、地下水保全などに配慮した自然的環境が広がるような、効率的で秩序ある構成となるよう誘導します。	

■取組 1-3-2 良好な居住環境の形成

具体的取組	担当課
多様なニーズに対応した住まい（市営住宅、民間住宅）の確保と住環境を維持するため、市営住宅にあつては長寿命化を図るための改善や、高齢化に対応したバリアフリー化などの計画的な建替を行います。また民間住宅についても、バリアフリー化の推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅課 ・住宅政策課
環境に配慮した住宅の普及など、災害時の備えにも繋がる新築住宅の質の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・建築指導課 ・住宅政策課 ・環境政策課温暖化・エネルギー対策室
良質な住まい（戸建て住宅、分譲マンション）の長寿命化に向けた維持管理を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅政策課
空き家の発生予防、適正管理、利活用といった空き家対策を総合的に推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・空家対策課

■取組 1-3-3 道路の整備と維持管理

具体的取組	担当課
新広域道路交通計画に基づき、広域道路ネットワークの強化と都市内交通の円滑化に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・道路計画課
熊本都市圏の骨格となる2環状11放射道路網や国道57号熊本東バイパスの部分立体化などの整備を国や県と連携して進めます。	
都市計画道路や幹線道路の整備による交通容量の拡大を計画的かつ効率的に進めます。	
交差点改良、歩道整備、電線共同溝の整備により、あらゆる人にとってやさしく、災害に強い快適な歩行空間を創出します。	<ul style="list-style-type: none"> ・道路保全課
事故危険箇所対策や通学路合同点検などを実施することで、安全・安心な交通環境の確保に努めます。	
道路施設の長寿命化修繕計画に基づき、舗装、橋梁、横断歩道橋などの維持管理、長寿命化、耐震化を推進します。	
道路の維持管理にあたっては、SNSなどの多様な媒体を活用した情報収集を行い、民間事業者や市民、地域と連携します。	<ul style="list-style-type: none"> ・道路保全課 ・土木総務課
道路ふれあい美化ボランティアへの市民参加を促進します。	

具体的取組	担当課
道路や里道・水路の適正な財産管理を行うとともに、占用物の適正な管理・指導と道路台帳の計画的な整備及び適切な更新を行います。	・土木総務課
地籍調査による市民及び公共の土地情報の保全、管理を行います。	・土木総務課

■取組 1-3-4 公園の整備と維持管理

具体的取組	担当課
既存の公園の有効活用に取り組むほか、防災拠点機能や地域活動の拠点機能という視点を踏まえ、幅広い年代が利用しやすい安全・安心で魅力的な公園を提供します。	・公園課
公園愛護会の活動促進・育成に努めます。	
市民協働や公募設置管理制度などの民間活力導入による公園の管理運営を実施します。	
地域住民の意見を反映させた公園づくりの推進に取り組むとともに、公園利用の促進のための公園使用許可条件の緩和などを検討します。	
老朽化した公園施設は、計画的な改修を進めるとともに、改修にあたっては、バリアフリー化を行います。	
水前寺江津湖公園の自然環境・歴史文化資源の保全と公園の利活用を推進します。	
白川河川改修に伴い整備された河川敷について、公園としての活用を検討します。	
公園ふれあい美化ボランティアへの市民参加を促進します。	・土木総務課 ・公園課

■取組 1-3-5 市有施設の整備

具体的取組	担当課
庁舎や学校教育施設、図書館などの市民利用施設については、各種点検の適切な実施による不具合箇所の早期発見と改善、計画的な耐震化や保全計画に基づく長寿命化を行うことで適正な管理に努めるとともに財政支出の軽減・平準化を図ります。	・資産マネジメント課 ・管財課 ・営繕課 ・設備課 ・建築保全課 ・住宅政策課 ・学校施設課
市有建築物の整備にあたっては、バリアフリーなど施設利用者に配慮した設計に取り組みます。	・営繕課 ・設備課 ・学校施設課

成 果 指 標

成果指標	単位	R2 基準値	R13 目標値
都市機能誘導区域内に維持・確保すべき誘導施設が充足している区域の数	区域	13	16 (R5)
居住誘導区域内の人口密度(住民基本台帳ベース)	人/ha	60.4	60.7 (R5)
市営住宅建替に伴う解体戸数(累計)	戸	8	392 (R5)
事業中である幹線道路の整備進捗率(供用率)	%	49	70 (R5)
公園長寿命化計画に基づき改修した公園数(累計)	公園	162	273
建築物の長寿命化に向けた点検の適切な実施と結果の周知、改善指導	%	100	100 (R5)

関 連 計 画

第2次熊本市都市マスタープラン
熊本市立地適正化計画
熊本市住生活基本計画
熊本市建築物耐震改修促進計画
熊本市マンション管理適正化推進計画
熊本市空家等対策計画
熊本県新広域道路交通計画
道路施設長寿命化修繕計画
熊本市無電柱化推進計画
公園施設長寿命化計画
水前寺江津湖公園利活用・保全計画
熊本市緑の基本計画
熊本市国土強靱化地域計画
熊本市公共施設等総合管理計画
市有建築物耐震対策基本方針

基本方針2 恵み豊かな自然環境をまもり、そだてる

施策2-1 地下水や河川を保全する



現状と課題

■取組2-1-1 地下水の水量の保全

都市化の進展により地下水かん養域の減少などによる地下水位の低下がみられましたが、本市をはじめ、近隣自治体との連携、官民一体となった地下水保全の取組により、水量については長期的な地下水位の低下傾向が鈍化し、多くの観測地点で地下水位の横ばい若しくは上昇・改善傾向が見られます。また、市民の憩いの場である江津湖の湧水量も改善傾向が確認されています。

今後もこの傾向を継続していくため、これまでの取組を継続・強化することが必要です。

■取組2-1-2 地下水の水質の保全

地下水質について、有機塩素系化合物等による地下水汚染は、原因者による浄化対策等により改善傾向が認められています。しかし、一旦汚染された地下水の浄化対策には長い年月がかかるため、継続した取組を行うとともに、地下水汚染や土壌汚染を未然に防止する取組も必要です。また、硝酸性窒素濃度が上昇傾向にあり、既に環境基準を超過している井戸も存在しています。本市の水道水の4分の1をまかなっている健軍水源地においても硝酸性窒素の濃度は上昇傾向にあり、水道水源の全量を地下水に頼る本市において憂慮すべき状況です。このため、健軍水源地等の主要な水道水源へと流れる大きな地下水の流れの上に位置する、東部地域の硝酸性窒素濃度削減を目的に設置した東部堆肥センターを適正に運用する必要があります。

■取組2-1-3 河川や水路の水質の保全

河川等の公共用水域については、いまだ環境負荷の高い単独処理浄化槽やくみ取り便槽が残っており、水質の悪化が懸念されています。良好な水環境を実現するため、今後も未普及地区へ公共下水道を整備するとともに、合併処理浄化槽※への転換を進める必要があります。

施策の方向性

■取組 2-1-1 地下水の水量の保全

具体的取組	担当課
地下水位の観測と地下水採取量の調査やかん養域の土地利用状況などの地下水環境の状況について調査研究を行います。	・水保全課
水源かん養林整備、雨水浸透施設の設置、白川中流域かん養推進、雨水貯留施設助成、雨水利用促進などの地下水かん養事業に取り組みます。	
市民の節水意識の更なる向上を図ります。	
地域循環共生圏の実現に向けた取組の一環として、公益財団法人くまもと地下水財団をはじめ地下水を共有する熊本地域の住民、事業者、行政などが一体となって地下水保全に取り組みます。	
大学等の研究機関と連携協力して、地下水保全対策に関する調査研究に取り組みます。	
市民がくまもと水ブランドに誇りを持てるような発信を行うことで、市民協働での水保全の取組につなげていきます。	
地下水を共有する熊本地域の各市町村や熊本県、地下水利用者その他関係団体等と連携し、地下水かん養をはじめとした広域的な地下水保全対策を推進します。	
水道の漏水調査を実施し、漏水の早期発見・修繕を行うことで地下水量の保全に努めます。	・水道維持課

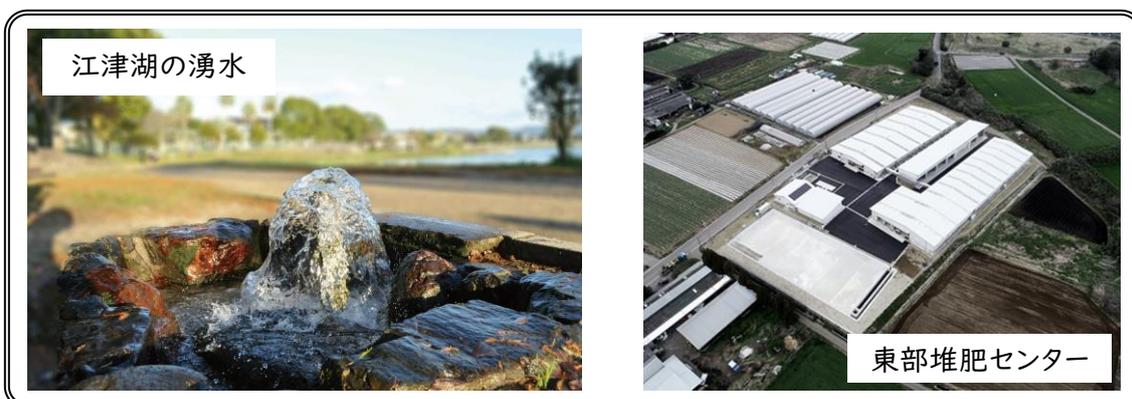
■取組 2-1-2 地下水の水質の保全

具体的取組	担当課
地下水質の常時監視と化学物質汚染などの調査研究を行います。	・水保全課
地下水汚染地区の浄化対策と継続的な監視を行います。	
事業者への事前審査制度や立入調査等により、地下水汚染及び土壌汚染の未然防止に取り組みます。	
地域循環共生圏の実現に向けた取組の一環として、公益財団法人くまもと地下水財団をはじめ地下水を共有する熊本地域の住民、事業者、行政などが一体となって地下水保全に取り組みます。(取組 2-1-1 再掲)	
大学等の研究機関と連携協力して、地下水保全対策に関する調査研究に取り組みます。(取組 2-1-1 再掲)	

具体的取組	担当課
市民がくまもと水ブランドに誇りを持てるような発信を行うことで、市民協働での水保全の取組につなげていきます。(取組 2-1-1 再掲)	・水保全課
適正施肥や家畜排せつ物の適正処理・利用の拡大等により、地下水への窒素負荷量の低減を推進します。	・水保全課
東部堆肥センターの適切な運営や利活用の推進により、東部地域の地下水への窒素負荷量を低減します。	・農業支援課
硝酸性窒素を削減するため、熊本県に対して「熊本地域硝酸性窒素削減計画」に基づく積極的な取組を求めるとともに、熊本地域の各市町村に対しては、それぞれに削減計画を策定することをはじめとして、必要な対策を実施するよう、公益財団法人くまもと地下水財団と連携し働きかけを強化します。	・水保全課

■取組 2-1-3 河川や水路の水質の保全

具体的取組	担当課
公共用水域の常時監視と化学物質汚染調査を継続して実施します。	・水保全課
事業者への立入指導や啓発により、水質汚濁事故及び排水基準違反の防止に取り組みます。	
水質事故が発生した場合は被害の拡大防止を行います。	
下水道計画区域内の未普及地区への公共下水道の整備、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換等の汚水処理対策を推進します。	・計画調整課 ・浄化対策課
農業用燃料タンクの適正管理による河川等への油流出の防止対策を推進します。	・農業支援課
河川ふれあい美化ボランティアへの市民参加を促進します。	・土木総務課 ・河川課



成果指標

成果指標	単位	R2 基準値	R13 目標値
地下水採取量	万m ³	10,446 (R1)	10,600 (R6)
地下水人工かん養量	万m ³	2,415	3,000 (R6)
河川の環境基準の達成率 (BOD※)	%	100	100
地下水の硝酸性窒素の環境基準超過井戸の割合	%	16.0	16.0 以下
生活排水処理率	%	94.9	98.6

関連計画

熊本地域地下水総合保全管理計画
第3次熊本市地下水保全プラン
第4次熊本市硝酸性窒素削減計画
第2次熊本市農水産業計画 改訂版
第6次水源涵養林整備計画
熊本市公共下水道全体計画

■熊本地域の地質イメージ図及び熊本地域の地下水の流れ



施策2-2 森林と緑地を保全し、創出する



現状と課題

■取組2-2-1 緑の保全

森林には、多面的機能（山地災害防止や水源かん養、生物多様性保全、地球環境保全（二酸化炭素吸収等）など）があり、将来にわたって安定的にその機能を発揮させるため、適切な保全と維持管理を進めていく必要があります。また、生態系、里山景観への悪影響や、土砂流出等が懸念される放置竹林について、その対策に向けた取組を拡大することが必要です。

さらに、市街地周辺に広がる田園や鎮守の森、屋敷林等の緑も、貴重な財産として、身近に親しめる自然環境として保全する必要があります。

■取組2-2-2 緑の創出

市街地では、身近な生き物の保全、地震等に対する防災・減災対策、ヒートアイランド対策、良好な景観の形成、ゆとりとうるおいのあるライフスタイルの実現などの諸課題に対応した、持続可能なまちづくりが求められています。

安全で快適な生活環境や都市景観を創出し、生物多様性を確保するため、緑の基本計画における緑化重点地区を中心に市街地において新たに緑を創出していく必要があります。

施策の方向性

■取組2-2-1 緑の保全

具体的取組	担当課
市町村が主体となって森林整備を行う「森林経営管理制度※」の運用を行い、適切な森林管理を推進します。	・農業政策課森づくり推進室
森林の多面的機能を体感できる場と機会を積極的に提供するとともに、森林整備の必要性等を市民に周知するため、市有林を市民が親しむ森林として整備し有効に活用します。	
放置竹林対策に取り組む団体の活動の継続を支援し、放置竹林対策に取り組む面積の拡大や竹林の地域資源としての有効利用を推進します。	
市民との協働による里山林保全の継続的な取組に向けた推進体制を整備し、市民の森への親しみと積極的な活用を推進します。	

第3章 基本計画

具体的取組	担当課
良好な自然環境を有する地区を将来にわたり保全するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区、緑地保全地域の指定を検討します。	・環境共生課
市域に残された貴重な緑地や樹木の保全のため、環境保護地区の管理状況把握や、保存樹木の指定・支援を行い、適切な維持管理を促進します。	
建築・開発時における届出の際には、市と事業者による緑の保全と創出に向けた協議を義務付けるとともに、防災・景観上良好な樹林地等がある場合は保全を要請します。	
募金呼びかけにより熊本市ふるさとの森基金を充実させ、緑化推進に寄与する事業へ活用します。	
企業や市民団体へ、水源かん養域における自主的な森づくりを働きかけます。	・水保全課

■取組 2-2-2 緑の創出

具体的取組	担当課
市街地における壁面緑化補助や市電緑のじゅうたん事業などを行い、ヒートアイランド対策や良好な景観づくりに努めます。	・環境共生課
地域の緑化を推進するため、植栽の助成や苗木等の配布、市民活動団体が行う緑化活動の支援や緑のマイスター派遣など、民有地緑化を図ります。	
市民参加による植栽ボランティア活動への支援など、地域住民・事業者・行政が一体となって、持続可能な緑の保全や適切な活用を推進します。	
街路樹愛護会の活動への支援や、樹木ふれあい美化ボランティア・緑のまちづくりボランティアへの市民参加を促進します。	
市民緑地の設置や管理、特別緑地保全地区内における緑地の管理などが実施できる緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度の活用について検討します。	
ICT、AIなどを活用することで、市民参加型による緑視率調査（撮影、アプリによる緑視率算出）などの取組を検討します。	
市電緑のじゅうたんサポーターの拡大を図ります。	
熊本県緑化推進委員会と熊本市地域みどり推進協議会が行う緑の募金運動を推進するほか、くまもと緑・景観協働機構の活用を推進します。	

具体的取組	担当課
子どもたちと地域の未来を考える花と緑のまちづくり全国首長会 [※] へ参加し、花と緑のまちづくりを実現する輪を全国と連携して進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 環境共生課 公園課全国都市緑化フェア推進室
学校における花壇やグリーンカーテン等による緑化を地域と連携して推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 指導課
市民・事業者・行政の協働による緑化活動の展開を促進するため、市民団体及び市民が情報共有できるよう、相互のつながりを持てる場（プラットフォーム）を行政が設置運用します。	<ul style="list-style-type: none"> 環境共生課 公園課 公園課全国都市緑化フェア推進室
企業に対し緑化活動への参画を働きかけるほか、企業から協賛金を募り、公共地の植樹帯等を「スポンサー花壇」として整備・運営し、上質な緑地空間の確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 公園課 公園課全国都市緑化フェア推進室
企業をはじめ、市民や地域などが所有する花壇等を、「パートナー花壇」として位置づけ、緑化活動の促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 公園課 公園課全国都市緑化フェア推進室

成果指標

成果指標	単位	R2 基準値	R13 目標値
緑被率	%	32.8 (H30)	32.8 (R12)
森林経営管理制度に基づく森林所有者意向調査の実施面積（累計）	ha	56	720
放置竹林対策（森林・山村多面的機能発揮対策交付金等）に取り組んだ面積（累計）	ha	37	71
16地点の緑視率の平均値	%	11.5	25 (R12)
民有地緑化支援事業による緑の創出面積	m ²	520	800

関連計画

熊本市健全な森づくり推進計画（熊本市森林整備計画）
熊本市緑の基本計画

基本方針3 歴史的・文化的環境をまもり、次世代につなぐ

施策3-1 文化財等を保存し活用する



現状と課題

■取組3-1-1 文化財等の調査と保存、活用と継承

私たちの生活は、清らかな地下水や豊かな緑といった自然環境と、先人の築いた歴史的・文化的環境のもとに成り立っており、貴重な文化財、伝統芸能などの歴史的文化遺産を保全、活用しながら、次世代に引き継いでいかなければなりません。

特に、熊本地震で被災した熊本城は、文化財的価値の保全を基本としつつ、市民の憩いの場としての都市公園の早期復旧の観点、文化財・都市公園が調和した重要な本市の観光資源としての早期再生を図る観点から、効率的・計画的な復旧と戦略的な公開・活用を進めていくことが必要です。

熊本城以外にも水前寺成趣園などの史跡・名勝や伝統芸能など多くの文化財の保全、継承も必要です。

また、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史的価値の高い建造物等及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境は、歴史的風致として将来にわたって守っていかなければなりません。

施策の方向性

■取組3-1-1 文化財等の調査と保存、活用と継承

具体的取組	担当課
熊本城においては、「熊本城復旧基本計画」に基づき、効率的・計画的な復旧を着実に進めるとともに復旧過程の戦略的な公開・活用に取り組み、観光資源としての早期再生を図ります。	・熊本城総合事務所 ・観光政策課
熊本城跡を総合的に調査研究し、その調査研究成果について広く情報発信を行います。	・熊本城総合事務所
特別史跡となった千葉城地区（JT跡地、NHK跡地）について、土地の取得、保存・整備・活用に取り組みます。	
地権者や継承団体などの理解や協力を得ながら、計画的に有形・無形文化財や民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物などの歴史的文化遺産を調査するとともに、適正に保存・整備・活用し後世に継承していきます。	・文化政策課 ・文化財課

具体的取組	担当課
埋蔵文化財の保存に努めるとともに、必要な発掘調査を行います。発掘調査の結果は、積極的に情報発信を行います。	・文化財課
地域で守られてきた「熊本水遺産」の適切な維持管理に努め、補助制度の利用促進を図ります。	・水保全課
本市の良質な地下水により育まれる農産物や食、自然、観光、文化等を融合させ、ストーリー性を持たせた総合的なくまもと水ブランドを発信します。	
歴史的風致の認識を高めながら、歴史と伝統を反映した人々の活動の継承や歴史的建造物の保存、活用、歴史的建造物を取り巻く環境の保全を図ります。	・都市デザイン課

成果指標

成果指標	単位	R2 基準値	R13 目標値
指定文化財件数（累計）	件	270	292
市が所管する指定・登録文化財のうち通常公開を行っている文化財数	件	32	42

関連計画

熊本市文化芸術振興指針
熊本城復旧基本計画
特別史跡熊本城跡保存活用計画
熊本城跡 千葉城地区（JT 跡地、NHK 跡地）保存活用基本構想
第3次熊本市地下水保全プラン
熊本市歴史的風致維持向上計画～くまもと歴史まちづくり計画～

■復旧が進む熊本城



施策3-2 文化活動を推進する



現状と課題

■取組3-2-1 文化活動の支援

本市には、熊本城をはじめとする文化財や、地域に根付き脈々と受け継がれてきた芸能などの伝統文化、文学・美術・音楽といった芸術文化、さらには食文化などの生活文化等、様々な文化芸術が息づいています。

これら文化芸術には、人に楽しさや感動、心の安らぎや生きる希望をもたらす、想像力や感性を養い、豊かな人間性を育む力があります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が日常生活に影響を与え、芸術活動の停滞や伝統文化等の継承機会が減少するなど、市民はこれらに親しめる機会を失ってきています。

先人が築いた文化財や伝統文化、生活文化は身近にあるため、その魅力に改めて気付くことは容易ではありません。また、文化施設の環境整備はもとより、停滞した芸術活動が活発化する環境づくりも必要です。

新型コロナウイルス感染症の影響が及ぶ中においても、市民が心豊かな生活をおくるために文化芸術を身近に触れる機会を増やす取り組みが必要となっています。

文化芸術が持つ多様な魅力と創造性をまちづくりに活かすことにより、文化に満ち溢れた日常の中で、次世代を担う若い世代はもとより、あらゆる世代が郷土への誇りと愛着を感じ、ここで暮らし続けたいと思える「上質な文化都市くまもと」の実現を目指します。

施策の方向性

■取組3-2-1 文化活動の支援

具体的取組	担当課
伝統芸能の後世への伝承はもとより、様々な文化芸術の分野に関する情報収集や分析を行い、次代の担い手の育成に取り組みます。	文化政策課
地域の公民館や学校などで、邦楽や伝統工芸などの出張公演を行うことで、文化芸術に接する機会の少ない人たちに鑑賞機会を提供します。	
市民会館や熊本城ホール、現代美術館などにおいて、魅力あるコンサートや企画展、講演会などを開催し、文化芸術の発信基地と位置づけた管理運営を行います。	

具体的取組	担当課
地域の文化団体などとの連携により新たな文化芸術を創造し、これを活かしたまちづくりに取り組みます。	・文化政策課

成果指標

成果指標	単位	R2 基準値	R13 目標値
文化団体助成及び人づくり基金助成の件数	件	17	35
学校等への出張公演の件数	件	13	21
文化施設での市主催公演の件数	件	14	15

関連計画

熊本市文化芸術振興指針

■新たな文化芸術の創造

・「アーティストスポット熊本」とは？



オリジナルロゴ

熊本市内で活動されている「アーティスト」と熊本市内にある発表の場「スポット」をつなぎ熊本市民に文化芸術に触れる機会をつくるものです。

文化芸術は、人と人との絆を結び、心に潤いを与えるもの、社会生活になくてはならないものです。

「スポット」という「点」がつながって「面」として広がってほしいと願い、いろいろな場所でアーティスト活動が行われる都市になり、市民の心豊かな生活につながることを目指しています。

・「郷土文化財制度」とは？

地域で大切に守られている文化資源を郷土文化財に認定し、地域の宝として顕彰することで、次世代を担う子どもたちをはじめ幅広い世代で郷土への誇りと愛着を深め、後世への継承を行い、まちづくりへ活かしていくための制度です。

令和4年(2022年)3月現在、「託麻新四国八十八ヶ所巡り」が認定されています。

四国八十八ヶ所巡りを模して大正15年(1926年)に託麻三山一帯に開設された八十八ヶ所の札所を巡ることです。現在は84ヶ所の札所が地域で大切に守り伝えられており、毎年4月にたくま八十八ヶ所巡り実行委員会主催で集団巡礼が開催されています。

地域に根付いた文化資源が地域で大切に継承されています。



託麻新四国八十八ヶ所巡り
ロゴマーク

基本方針4 生物多様性に配慮した自然共生社会をつくる

施策4-1 生物多様性を保全する



現状と課題

■取組4-1-1 絶滅危惧種の保全と外来種の対策の推進

現在の本市の自然環境や生物多様性は、阿蘇山の火山活動や河川による上流とのつながり、多様な地形といった自然環境の基盤と人の営みの歴史の上に成り立っています。金峰山系や立田山、雁回山、江津湖、有明海には多くの生きものがすんでおり、白川や緑川などの河川によって、それぞれの生態系がつながれ、豊富な地下水や多様な農産物、海産物などの様々な恵みを受けています。

一方で、都市開発、森林や農地の減少や竹林の拡大、外来種の侵入、地下水の減少・汚染などにより、生物の生息・生育環境が悪化し、本市の生物の多様性は危機に直面しています。

具体的には、本市に生息・生育している動物の種の16%にあたる171種^{【注】}、植物では11%にあたる158種^{【注】}が絶滅のおそれがあるとして環境省及び熊本県のレッドリストやレッドデータブックに掲載されています。

また、これまでに19種の特定外来生物が確認されているほか、アライグマによる被害等も懸念されています。

絶滅のおそれのある種やそれらが生息・生育できる環境を保全するとともに、外来種の侵入や被害を防ぐことは、生物多様性を保全していくために取り組まなければならない課題の一つです。

■取組4-1-2 生物多様性に配慮した農水産業の推進

本市では、各地域の特性を生かして野菜、果樹、米、畜産、花きなどの多様な農産物が生産されています。また、水産業については、有明海沿岸におけるノリ養殖業を基幹とし、採貝業や網漁業なども行われています。

本市の農水産業は、これらの食料の供給という役割のみならず、地下水のかん養や美しい景観の維持など自然環境と密接に関係し、多くの生きものにとって貴重な生育・生息環境を提供するなど生物多様性にも深く関わっており、今後とも環境に配慮した農水産業を推進していく必要があります。

【注】絶滅のおそれのある種の割合と数の算出は、富合町、城南町、植木町との合併が行われるより前に作成された「熊本市史関係資料第3集 熊本市の植物・動物目録」（熊本市、平成11年）に掲載されている種のうち、「環境省レッドリスト2015」（環境省、平成27年）、「熊本県の保護上重要な動植物-レッドリストくまもと2014-」（熊本県、平成26年）で絶滅危惧種（絶滅危惧IA類、絶滅危惧IB類、絶滅危惧II類）及び準絶滅危惧、情報不足、絶滅のおそれのある地域個体群、要注目種に指定されている種としています。

施策の方向性

■取組 4-1-1 絶滅危惧種の保全と外来種の対策の推進

具体的取組	担当課
絶滅危惧種や外来種等の動植物データの収集体制の整備や、生物多様性に関する情報の収集、整理や分析、モニタリングを実施します。	・環境共生課
江津湖などの水辺環境の適切な管理と、生きものの生息・生育地となる緑地の保全・創出に努めます。	
絶滅危惧種の生息・生育状況を把握した上で、保全に向けた取組を推進します。	
特定外来種等の侵入・拡散防止及び駆除を行います。	
近隣自治体をはじめ関係機関と連携し、外来種駆除に対する計画的かつ効果的・効率的な対策を実施します。	
NPO や市民活動団体等が連携し協働する仕組み「いきもんネット」を活用し、地域資源としての生物多様性の適切な活用を推進します。	
市民活動団体などが行う自然環境保全活動を支援します。	・河川課
河川整備にあたっては、生態系や自然環境に配慮した水辺空間の形成を推進します。	

■取組 4-1-2 生物多様性に配慮した農水産業の推進

具体的取組	担当課
安全・安心な農産物づくりや環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための農業生産工程管理（GAP）の認証取得を推進し、適正な農業経営管理の確立及び経営の安定化を推進します。	・農業支援課
国の事業を活用し、農業者団体等が取り組む環境保全に効果の高い営農活動を支援します。	
ほ場（農地）の整備にあたっては、水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワーク保全を念頭に実施します。	・農地整備課
アサリやハマグリ等の二枚貝資源調査結果に基づいた管理指針を示すことにより、資源の維持と再生産を促します。	・水産振興センター
漁業者による効果的な耕うん作業といった漁場環境改善や保護区の設置といった資源増殖の取組等を推進します。	

具体的取組	担当課
市場価値や地域性の高い魚種種苗の放流、魚介類の産卵期における保護等を進めることにより資源の維持増殖を図るとともに、漁業者に対して漁獲サイズや漁獲時期等の規制遵守を働きかけることにより資源管理を推進します。	・水産振興センター
豪雨等に伴い、漁場に流出・堆積した土砂について、国や県の補助事業等を活用した作濘*、削土及び覆砂等や底質の状況調査を実施し、漁場環境の整備や生産性の向上を推進します。	

成果指標

成果指標	単位	R2 基準値	R13 目標値
江津湖の調査における指定外来魚（個体数）の割合	%	4.3	基準値比 減少
環境保全型農業の実施面積（国交付金事業の取組面積）	ha	55	62 (R5)

関連計画

熊本市生物多様性戦略
第2次熊本市農水産業計画 改訂版

■江津湖での外来魚調査とは？

江津湖では、電気ショッカー船を導入し、外来魚の駆除を行いつつ、在来種も含めた江津湖の魚類に関するデータの収集を行っています。

電気ショッカー船とは、電流や電圧などを調節することのできる本体と発電機を搭載し、6本の電極を垂らした2本のアームが舳先に取り付けられている船で、この電極から水中に電気を流しながら航行するといった仕組みのものです。

これにより、感電して一時的なショック状態に陥って浮上もしくは沈下していく魚類を網ですくい取るなどして、種、全長（目測）、個体数を確認して記録しています。

また、令和3年度(2021年度)は、生物のフンや剥がれ落ちた皮膚、分泌物に由来し、水中に含まれる生物のDNAの分析により、江津湖の魚類の全体像を把握することを目指しています。



電気ショッカー船による外来種の駆除風景

施策 4-2 生物多様性の恵みを持続的に活用する



現状と課題

■取組 4-2-1 生態系を活用した減災の維持と推進

安全で豊かな生活を営むために、人と自然との関係を再構築し、健全な生態系が有する防災・減災機能を積極的に活用して災害リスクを低減させる「Eco-DRR（エコ・ディー・アール・アール：Ecosystem-based Disaster Risk Reduction）」という考え方が注目されています。国際的にも、生態系がもつ様々な機能を社会づくりに積極的に活用する取組が広がっており、欧州連合（EU）では生態系を暮らしを支える社会資本（グリーン・インフラストラクチャー）として捉え、ネットワーク化して計画的に活用していますが、いまだ認知度が低いのが現状です。

生態系を用いた防災・減災の利点は、地域の産業や景観を維持し、地域の暮らしを支え、地域づくりにも貢献できることです。

将来、気候変動の影響による気象災害の激甚化や巨大地震の発生が予測されており、想定を超える規模の自然現象の発生を前提として防災・減災を考えることが大切です。また、人口減少・高齢化と低・未利用地の増加や、これまで整備された社会資本の老朽化、維持コストの増大が懸念されます。

このような社会的、経済的課題を解決し、持続可能な社会を形成する方策として、生態系の持つ機能を積極的に活用する必要があります。

また、「いきもんネット」を活用し、熊本の生きものや自然の恵みを活かした取組を推進している市民活動団体、事業者、学校、行政機関などと連携、協働し、活動等の情報を発信していきます。

施策の方向性

■取組 4-2-1 生態系を活用した減災の維持と推進

具体的取組	担当課
防災・減災機能の補強や生態系の保全・再生など地域が必要とする機能を発揮させるよう、生態系の保全と再生、持続的な管理を実施します。	・環境共生課
森林の山地災害防止機能を発揮させるため、地形、地質等の条件を考慮した上で、自然条件や市民のニーズ等に応じ、自然の遷移も活用した針広混交林の育成などの施業を推進します。	・農業政策課森づくり推進室
街路樹植栽スペースの雨水貯留機能を活用し、大雨時の流出先の負担軽減や、蒸発作用等によるヒートアイランド対策などグリーンインフラとしての活用に努めます。	・道路保全課

成果指標

成果指標	単位	R2 基準値	R13 目標値
—	—	—	—

【注】令和3年(2021年)7月30日付け 次期生物多様性国家戦略研究会報告書においても、Eco-DRRに関する候補指標の提示があっているものの、国及び本市において定量的に測れる指標が存在しないことから、本施策に係る成果指標は設定しないこととし、中間見直しの時点で再度検討します。

関連計画

熊本市生物多様性戦略
熊本市緑の基本計画
熊本市健全な森づくり推進計画（熊本市森林整備計画）
熊本市域街路樹再生計画

■ 様々な生物多様性の恵みについて

本項では、生物多様性の恵みを活用した防災に関してのみ記載していますが、生物多様性の恵みは以下の四つに分類されます。私たちの生活は、生態系サービスなしでは成り立たないことがわかります。生物多様性が健全な状態であることで、私たちは様々な生態系サービスを享受することができるのです。

供給サービス



人が生きるための資源として利用する食料や、建物の材料となる木材などを提供してくれます。綿などの繊維や、医学分野に関係するような遺伝子資源もこれに当たります。

文化的サービス



風景に感じる安らぎやレクリエーション、観光の機会などとして、私たちが享受しているものです。祭りや信仰、食文化など、地域に伝わる多様な文化も、豊かな自然に影響を受けています。

調整サービス



気候を調整したり、自然災害を和らげる働きです。例えば地球全体で見たときに、豊かな森は水を蓄えて陸水の量を調節し、また二酸化炭素を吸収することで地球の温度が上がりすぎないように調整しているのです。

基盤サービス



栄養豊かな土壌や植物が作り出す酸素、水の循環や浄化などを行います。私たち人間を含む、全ての生物を支える大切な役割を果たしています。

出典：熊本市生物多様性戦略

基本方針5 環境負荷の少ない持続可能な循環型社会をつくる

施策5-1 廃棄物の発生を抑制する



現状と課題

■取組5-1-1 リデュースとリユースの推進

本市のごみ処理量について、平成21年(2009年)10月に家庭ごみ(燃やすごみ・埋立ごみ)収集の有料化を導入して以降、家庭ごみの減量化や資源化が進みましたが、近年は横ばいの状況です。今後とも、使い捨ての商品をできるだけ避けるなどのごみの発生抑制に重点を置いた取組を推進する必要があります。また、事業ごみは、近年増加傾向にあることから、減量化を進めるため、事業者に対する指導や啓発を強化し、発生抑制に取り組むよう働きかける必要があります。

■取組5-1-2 食品ロス対策の推進

令和元年(2019年)10月に食品ロス削減法が施行されたことを受け、市民・事業者への普及啓発、フードバンク活動への支援など、法に基づく取組を行ってきました。令和元年度(2019年度)の本市の食品ロス発生量は、約39,100tと推計しており、食品ロスを削減することで、各家庭では家計における食費の負担軽減、事業所等では廃棄に係る費用の軽減につながることから、正確な情報発信や啓発を強化していく必要があります。また、事業所等における食品ロスについては、発生量や発生段階(業種)に応じた対応策が必要です。

■取組5-1-3 プラスチックごみの公共用水域への流出抑制

ポイ捨てや不法投棄などにより自然界に流出したプラスチックごみは、長い期間、自然環境中に残り続け、河川等を通じて海にたどり着くことで、生態系を含む海洋環境や景観の悪化など様々な問題を引き起こすと言われており、地球規模での課題として早急に対策を講じる必要があります。本市においても、江津湖の湖面や湖水中からマイクロプラスチック*が確認されており、海洋以外の水域にもプラスチック汚染が広がっています。これまでもプラスチックごみ対策として、ペットボトル、プラスチック製容器包装の分別収集や、マイバッグ持参の啓発、地域の美化・清掃活動などの取組を実施してきましたが、陸域から江津湖などの公共用水域への流出を防ぐため、更なる取組が必要です。

施策の方向性

■取組 5-1-1 リデュースとリユースの推進

具体的取組	担当課
市民が実施するフリーマーケットを支援します。	・ごみ減量推進課
事業ごみについて、ごみ減量・リサイクル責任者の設置を促進するとともに、多量排出事業者への立ち入りや指導を強化します。また、多量排出事業者に該当しない飲食店等に対しても、これまでに引き続き、関係部署と連携して立入調査を実施し、ごみの減量やリサイクルの取組を推進するよう働きかけます。	・ごみ減量推進課 事業ごみ対策室
環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入するグリーン購入を推進します。	・環境政策課 温暖化・エネルギー対策室

■取組 5-1-2 食品ロス対策の推進

具体的取組	担当課
熊本連携中枢都市圏が連携し、フードドライブ等の食品ロス削減のための取組を推進します。	・ごみ減量推進課
ごみを少なくするため「買いすぎ」「作りすぎ」をしないよう心がけている市民の割合を増やすため、市民への健康教育や食生活改善推進員活動の中で、健康面も考慮した「食べきれる量」の調理や、食べ物を大切する気持ちを持つよう啓発を行います。	・健康づくり推進課

■取組 5-1-3 プラスチックごみの公共用水域への流出抑制

具体的取組	担当課
市民や民間企業等と連携した河川・公園の清掃を実施します。また、江津湖周辺を対象とした不法投棄監視パトロールを実施します。	・廃棄物計画課 ・ごみ減量推進課 事業ごみ対策室

成果指標

成果指標	単位	R1 基準値	R13 目標値
ごみ総排出量（資源化された量を含む） （1人1日当たり）	t (g)	263,004 (983)	237,408 (905)

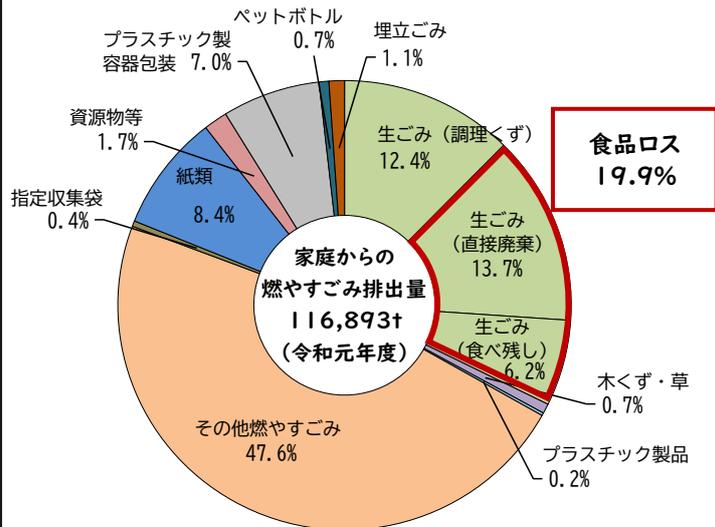
成果指標	単位	R1 基準値	R13 目標値
家庭ごみ処理量（資源化された量を除く） （1人1日当たり）	t (g)	123,791 (463)	105,672 (403)
事業ごみ処理量（資源化された量を除く）	t	95,039	88,490

関連計画

熊本市一般廃棄物処理基本計画
熊本市循環型社会形成推進地域計画
第3次熊本市食の安全安心・食育推進計画

■食品ロスについて

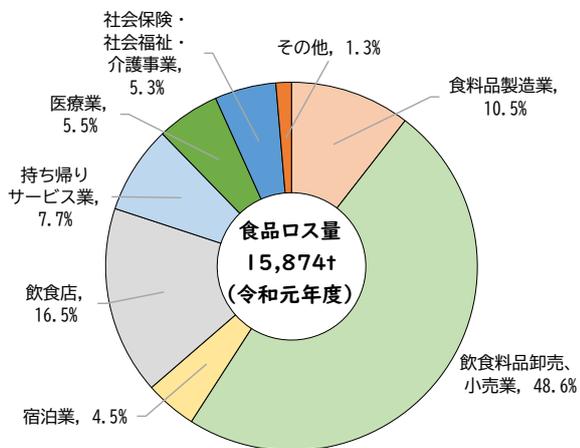
令和元年度（2019年度）に実施した家庭ごみ（燃やすごみ）の組成分析調査では、燃やすごみに食べ残しや直接廃棄といった食品ロスが19.9%含まれていました。



直接廃棄された食品

また、右グラフは、事業系食品ロスの産業分類別の発生状況（令和元年度（2019年度））です。

飲食料品卸売、小売業が48.6%と最も多く、次いで飲食店が16.5%、食料品製造業が10.5%となっています。



出典：熊本市一般廃棄物処理基本計画

施策5-2 資源の循環的な利用を促進する



現状と課題

■取組5-2-1 リサイクルの推進

ごみ分別ルールの周知や啓発に積極的に取り組んできたことにより、市民のごみ分別ルールの認知度が高まっていること、また、パトロールの拡充など持ち去り対策を強化したことによって、家庭ごみのリサイクル率は上昇傾向にあります。一方、市民リサイクル活動（旧再生資源集団回収）の収集量が年々減少していることから、回収量増加に向けた取組を推進する必要があります。

■取組5-2-2 廃棄物等のエネルギーや資源としての活用

これまで有効に活用されていなかった廃棄物等について、環境工場や下水道施設で処分や処理する際に発生する熱エネルギーや下水汚泥、また、下水道処理水などといったエネルギーや資源を、更に有効に活用する必要があります。

■取組5-2-3 プラスチックの資源循環

プラスチックについての現状と課題は、施策5-1で記載のとおりですが、資源の循環的な利用という観点から、不必要なワンウェイ（使い捨て）プラスチックを削減するため、更なる取組が必要です。

施策の方向性

■取組5-2-1 リサイクルの推進

具体的取組	担当課
地域における積極的なリサイクル活動を支援するため、地域団体や市民活動団体等の取組を支援するとともに、再生資源の回収量が多い団体等に記念品や感謝状の贈呈を行い活性化を図ります。	・ごみ減量推進課
ごみカレンダーアプリの普及啓発など、分別方法等を広く情報発信します。	
家庭ごみは、ごみステーションでの違反ごみに対する啓発に取り組むとともに、事業ごみは、環境工場での搬入物の展開検査や最終処分場での分別指導を実施します。	・各クリーンセンター ・ごみ減量推進課 ・東部環境工場 ・環境施設課扇田環境センター
拠点回収の充実や収集品目の見直しを検討します。	・廃棄物計画課

■取組 5-2-2 廃棄物等のエネルギーや資源としての活用

具体的取組	担当課
下水処理水の農業用水などへの利用を進めるとともに、下水汚泥や消化ガスを資源・エネルギーとして有効に活用します。	・計画調整課
環境工場（ごみ焼却施設）を活用した廃棄物発電や熱エネルギーの活用を行います。	・環境施設課

■取組 5-2-3 プラスチックの資源循環

具体的取組	担当課
ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減やバイオプラスチックの利用を促進する民間企業の取組を支援します。また、指定収集袋へのバイオマスプラスチック配合に向けた検討を行います。	・廃棄物計画課

成果指標

成果指標	単位	R1 基準値	R13 目標値
家庭ごみのリサイクル率	%	23.9	30.0

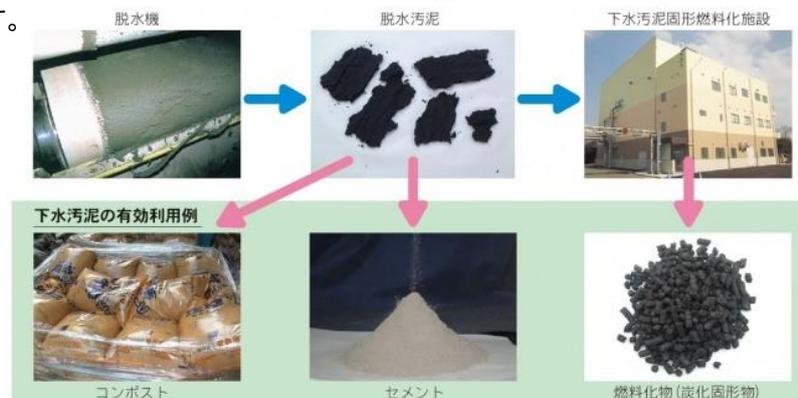
関連計画

熊本市一般廃棄物処理基本計画

熊本市循環型社会形成推進地域計画

■下水汚泥の有効利用について

熊本市上下水道局では、脱水汚泥の有効利用に積極的に取り組み、平成20年度（2009年度）からは一部をセメントやコンポスト（堆肥）の原料として活用し、平成25年度（2013年度）からは固形燃料化施設が稼働し、火力発電所の石炭代替燃料として有効利用することで、セメントやコンポスト（堆肥）と合わせてリサイクル率100%を達成しています。



施策 5-3 廃棄物を適正に処理する



現状と課題

■取組 5-3-1 効率的な収集運搬体制の確立

循環型社会の構築に向けて、ごみの発生抑制や再使用に取り組んだ上で、やむを得ず発生するごみは適正に処理していかなければなりません。ごみの収集運搬については、今後も、超高齢社会の進展や頻発する大規模災害に対応できるよう、民間活力の導入を含め、適正かつ効率的なごみ収集運搬体制のあり方を検討する必要があります。

■取組 5-3-2 適正な中間処理・最終処分体制の確立

本市の中間処理施設及び最終処分場は、設備の耐用年数や今後の処理量の見込みを踏まえて、適正な処理を実施するための施設の整備等を進める必要があります。

■取組 5-3-3 不法投棄・資源物等の持ち去り行為防止対策の強化

資源物の持ち去り行為の撲滅に向け、令和2年(2020年)3月、熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を改正(同年10月施行)しました。これ以降、持ち去り行為を確認した件数が大幅に減少し、条例改正による規制強化の効果が表れています。持ち去り行為は、市民のリサイクル意識の低下や市の歳入減につながることから、今後も引き続き、持ち去りを防ぐ環境づくりに取り組む必要があります。あわせて、不法投棄対策にも取り組む必要があります。

■取組 5-3-4 フロン類の適正な回収

地球を取り巻く大気のうち、成層圏に存在するオゾン層は、太陽からの光に含まれる有害な紫外線を吸収し、地球上の生物を保護しています。このオゾン層が、冷媒等として使用されてきたフロン類等のオゾン層破壊物質によって破壊されることにより、有害な紫外線による健康被害、生態系への悪影響等が生じることが懸念されています。このため、過去に生産された冷蔵庫、エアコン等に充填されているフロン類等の管理の適正化など、オゾン層の保護に資する取組を推進する必要があります。

施策の方向性

■取組 5-3-1 効率的な収集運搬体制の確立

具体的取組	担当課
ごみ出しが困難な世帯を対象とした戸別収集制度である「ふれあい収集」の制度周知を図るとともに、利用者増に対応した体制を整備します。	・ 廃棄物計画課
民間活力の導入を含め、適正かつ効率的なごみ収集運搬体制の在り方を検討します。	
環境負荷の低減を図るため、収集運搬車両の脱炭素化を図ります。	
災害廃棄物の収集運搬や処分について、定期的に協定締結先と発災時の連絡体制や協定内容の確認を行うなど情報共有を図ります。	

■取組 5-3-2 適正な中間処理・最終処分体制の確立

具体的取組	担当課
東部環境工場における燃やすごみの適正処理を維持していくための整備工事を実施します。	・ 環境施設課
環境工場（ごみ焼却施設）から発生する焼却灰等を再資源化し、埋立量を減らすことで埋立処分場の延命化を図ります。	・ 東部環境工場
焼却施設の運営にあたっては、発電効率が高い運転手法の実施や、工場内で使用する電気の削減に努め、環境負荷の低減を図るとともに、回収したエネルギーを周辺施設や庁舎で使用するなど、地域エネルギー事業の中核施設として、エネルギーの有効活用を図ります。	・ 環境施設課
家庭から排出、搬入された「埋立ごみ」を、破砕・選別によって金属回収と可燃残さの除去を行い、埋立量を減らすことで埋立処分場の延命化を図ります。	・ 廃棄物計画課
近隣自治体と連携して地域循環共生圏の構築を目指し、ごみ処理の広域化を検討します。	

■取組 5-3-3 不法投棄・資源物等の持ち去り行為防止対策の強化

具体的取組	担当課
中心市街地では、商店街・不動産業者・ごみ処理業者などの関係者による「中心市街地ごみ対策連絡会議」を開催し、清掃活動や不法投棄対策等を連携して取り組むほか、山間地では、計画的な監視パトロールを実施することで、早期発見・早期対策につなげ、不法投棄を未然に防ぎます。	・ごみ減量推進課 事業ごみ対策室
LINE を活用した通報システムの利用促進、持ち去り意思表示テープや袋の配布、職員による市内一円のパトロールや資源物買取業者への立ち入り、条例違反者への厳正な行政処分の執行などに取り組みます。	・ごみ減量推進課

■取組 5-3-4 フロン類の適正な回収

具体的取組	担当課
オゾン層の破壊やフロンなどオゾン層破壊物質の適正な回収及び処理についての啓発を行います。	・ごみ減量推進課 事業ごみ対策室
フロンなどオゾン層破壊物質を回収及び処理する事業者への適切な指導を行います。	
市の施設におけるフロンなどオゾン層破壊物質を含む機器については、フロンの漏れが無いように適正に管理します。	・施設所管課

成果指標

成果指標	単位	R1 基準値	R13 目標値
年間の埋立処分量	t	24,207	19,365

関連計画

熊本市一般廃棄物処理基本計画
熊本市循環型社会形成推進地域計画

基本方針6 地域から行動し、地球環境をまもる

施策6-1 地球温暖化対策を推進する



現状と課題

近年、世界各地で強い台風やハリケーン、集中豪雨、干ばつや熱波、森林火災、寒波などの異常気象による災害が発生し、多数の死者や農作物等への甚大な被害が報告されています。

令和2年(2020年)7月豪雨では、熊本県南を中心に九州や中部地方などで集中豪雨が発生し、80名以上の死者、行方不明者が発生する大規模災害となったことは記憶に新しいところですが、このような過去に類を見ないような異常気象に伴う災害が毎年のように起こっています。

異常気象の発生は、世界気象機関(WMO)が、長期的な地球温暖化の傾向と一致しているとするなど、地球温暖化が要因と言われています。また、国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)では、地球温暖化の原因は人類が排出した温室効果ガスであることは疑う余地がないと断言しています。そして、IPCCが、令和32年(2050年)までに温室効果ガス排出実質ゼロを達成しないと、産業革命前(1850年から1900年)からの温度上昇を1.5℃に抑えることができないと発表しています。

このように、地球温暖化対策は全世界で取り組むべき喫緊の課題であり、熊本市を含む熊本連携中枢都市圏18市町村では、令和3年(2021年)3月に「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目標とする「地球温暖化対策実行計画」を共同で策定しました。目標の達成を目指し、主に以下の四つの項目で地球温暖化対策に取り組む必要があります。

■取組6-1-1 再生可能エネルギーの利用の促進

脱炭素社会の実現に向け、太陽光や太陽熱、風力、水力、地中熱、バイオマスなどの地域の資源を活用した、発電時にCO₂を排出しない再生可能エネルギーの利用を推進する必要があります。

また、一定規模以上の太陽光発電設備の設置の際には、周辺景観への影響が懸念されるため、計画時に一定の景観配慮が望まれることから、再生可能エネルギーの推進と良好な景観の調和にも取り組む必要があります。

■取組6-1-2 省エネルギーの推進

都市圏の各主体が、高効率な設備やZEH*など住宅における省エネルギー、オフィス等におけるZEB*や環境マネジメントシステムなど事業活動における省エネルギー、行政による率先した省エネルギーを推進する必要があります。

■取組 6-1-3 環境にやさしい交通の推進

公共交通機関の連結機能の向上や地域の実情にあった公共交通の利用促進を図り、利便性の高い地域公共交通システムの構築が必要です。また、自動車保有台数は増加傾向にあり、電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）等の次世代自動車*の導入促進など、脱炭素モビリティへのシフトが求められるほか、健康にも良い自転車の利用促進も必要です。

■取組 6-1-4 気候変動による影響への適応

再生可能エネルギーの導入などによる創エネルギー化や高効率機器への更新などによる省エネルギー化などの「緩和策」を強力に推進しつつ、それでも残る不可避な影響に対して「適応策」を実施し、気候変動のリスクを低減する必要があります。

施策の方向性

■取組 6-1-1 再生可能エネルギーの利用の促進

具体的取組	担当課
行政が率先して、地域特性等を活かしながら、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーの活用を目指します。	・環境政策課温暖化・エネルギー対策室
住宅やオフィス・店舗・工場等への太陽光発電などの再生可能エネルギー設備の導入を促進します。	
災害等の非常時に必要なエネルギーを確保するため、電力の地産地消や蓄電池の設置、余剰エネルギーの面的利用など、自立・分散型のエネルギーシステム*の普及拡大を目指します。	
令和4年度(2022年度)中に熊本市景観条例施行規則を改正し、太陽光発電施設を景観法に基づく届け出対象行為と位置づけ、再生可能エネルギーの普及と良好な景観との調和を図ります。	・都市デザイン課

■取組 6-1-2 省エネルギーの推進

具体的取組	担当課
高効率・省エネルギー設備の導入や建築物等の断熱化などを促進し、住宅や事業所等の省エネルギー化を推進します。	・環境政策課温暖化・エネルギー対策室
エネルギー消費量の収支をゼロとすることを旨とした建築物である ZEH や ZEB の導入を促進します。	・環境政策課温暖化・エネルギー対策室 ・建築指導課
環境への負荷の低減に向け、省エネルギーに資する農業用施設・機械の導入や生産技術の普及などを推進します。	・農業支援課

具体的取組	担当課
市内の農産物直売所の魅力向上や活性化、学校給食での地域の農水産物の活用、地元の食品関連事業者と連携した野菜摂取量の増加等の食育の推進など、輸送による温室効果ガスの排出削減にも資する農産物の地産地消を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業政策課農水ブランド戦略室 ・ 健康づくり推進課

■取組 6-1-3 環境にやさしい交通の推進

具体的取組	担当課
年齢層や居住地域など公共交通の利用特性に応じたモビリティマネジメントの展開や、パークアンドライドの推進等により、自家用車から公共交通機関への利用転換を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通企画課 ・ 移動円滑推進課 ・ 交通局総務課 ・ 運行管理課
公共交通ネットワークの維持・再構築の推進、基幹公共交通の機能強化、公共交通の利便性を高め、持続可能な公共交通網の形成を目指します。	
熊本桜町バスターミナルや、JR 熊本駅、熊本港などの交通拠点における公共交通機関相互の結節性を高めるほか、多様な乗換拠点の整備検討を進めます。	
次世代自動車の普及促進を図り、自動車から排出される温室効果ガス排出量の削減を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境政策課温暖化・エネルギー対策室
自転車走行環境の整備、駐輪マナー啓発等により、自転車を便利に、気軽に、安全に利用できる環境づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車利用推進課

■取組 6-1-4 気候変動による影響への適応

具体的取組	担当課
ハザードマップの周知や国土強靱化計画に基づく災害に強い都市基盤や農業、漁業施設の整備と保全を進め、自然災害の防止、軽減に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理防災総室 ・ 農地整備課 ・ 水産振興センター
災害時の応急給水体制の構築のため、新たに協力していただく井戸を所有する民間事業者との協定を進め、出前講座やイベント等で災害用井戸の登録状況や災害時での利用法等について周知します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水保全課
民間事業者との電気自動車 (EV) やプラグインハイブリット車 (PHV/PHEV) 等を活用した避難所の電力供給等の協定に基づき、震災対処実働訓練時の電力供給訓練などを継続します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境政策課
熱中症についての基礎知識、対処法、予防対策等の情報提供を行い、熱中症による被害の防止に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康づくり推進課

第3章 基本計画

具体的取組	担当課
低コスト耐候性ハウス等の気象災害の影響を軽減する施設等の導入を推進するほか、温暖化等の気候変動に対応した品種、生産技術、資材などの普及を推進します。	・農業支援課
海水温上昇等の影響により、ノリの養殖期間の短縮を余儀なくされている現状を踏まえ、海域環境のデータ解析やノリ養殖スケジュールの見直しなどを実施し、温暖化など環境の変動への対応を推進します。	・水産振興センター

成果指標

成果指標	単位	R2 基準値	R13 目標値
温室効果ガス排出量（熊本連携中枢都市圏） 【注】山鹿市を含まない	千 t- CO ₂	9,970 (H25)	5,982 (R12)
公共交通機関利用者数	千人	53,216 (R1)	56,000 (R7)
通勤時間帯の自転車交通量	台	13,793 (R1)	16,500 (R12)
交通結節点等駐輪場の利用台数	台	4,250	5,100 (R12)
低コスト耐候性ハウスの導入面積	ha	75	84 (R5)

関連計画

熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画
熊本市公共事業環境配慮指針
熊本都市圏都市交通マスタープラン
熊本都市圏総合交通戦略
熊本地域公共交通計画
熊本市交通局経営計画（2021～2028）
熊本市自転車3“ばい”プラン～熊本市自転車活用推進計画～
熊本市地域防災計画
熊本市水防計画
熊本市国土強靱化地域計画
第2次熊本市農水産業計画 改訂版
第3次熊本市食の安全安心・食育推進計画

施策 6-2 海洋の汚染を防止する



現状と課題

■取組 6-2-1 海の水質保全

水質汚濁防止法に基づき、公共用水域（河川・海域）の水質の調査を実施しており、令和2年度(2020年度)は31地点（河川27、海域4）において調査を実施しました。その結果、全体的な傾向としては概ね良好な状態であり、市内の15類型指定水域（河川13、海域3）のうち、BOD（河川）・COD（海域）環境基準達成状況は、海域の2指定水域を除き基準を達成しました。達成しなかった海域については、原因を調査し水質改善に取り組むことが必要です。

■取組 6-2-2 プラスチックごみの公共用水域への流出抑制

■取組 6-2-3 プラスチックの資源循環

自然界で分解されにくいプラスチックは、ポイ捨てや不法投棄などにより、自然界に流出し、河川等を通じて海にたどり着くことで、生態系を含めた海洋環境の悪化など、地球規模の問題となっています。本市においても、江津湖の湖面や湖水中からマイクロプラスチックが確認されており、海洋以外の水域にもプラスチック汚染が広がっています。これまでもプラスチックごみ対策として、ペットボトルの分別収集・プラスチック製容器包装や、マイバッグ持参の啓発、地域の美化・清掃活動などの取組を実施してきましたが、陸域から江津湖などの公共用水域への流出を防ぐため、あるいは、不必要なワンウェイ（使い捨て）プラスチックを削減するため、更なる取組が必要です。【再掲】

施策の方向性

■取組 6-2-1 海の水質保全

具体的取組	担当課
有明海の水質改善に向けて下水道高度処理施設を導入し適切に運用します。	・ 計画調整課

■取組 6-2-2 プラスチックごみの公共用水域への流出抑制

具体的取組	担当課
マイクロプラスチック問題に関する情報収集、河川・公園の清掃、江津湖周辺における不法投棄パトロールの実施に取り組みます。	・ 廃棄物計画課 ・ ごみ減量推進課 事業ごみ対策室

■取組 6-2-3 プラスチックの資源循環

具体的取組	担当課
ワンウェイプラスチック削減やバイオプラスチックの利用を促進する民間企業の取組を支援します。また、指定収集袋へのバイオマスプラスチック配合に向けた検討を行います。	・ 廃棄物計画課

成果指標

成果指標	単位	R2 基準値	R13 目標値
COD（海域）環境基準達成率	%	33.3	33.3 以上
プラスチックごみの削減に取り組んでいる市民の割合	%	75.4	90

関連計画

第3次熊本市地下水保全プラン
熊本県公共用水域及び地下水の水質測定計画
熊本市公共下水道全体計画
熊本市一般廃棄物処理基本計画

■江津湖におけるマイクロプラスチック調査について

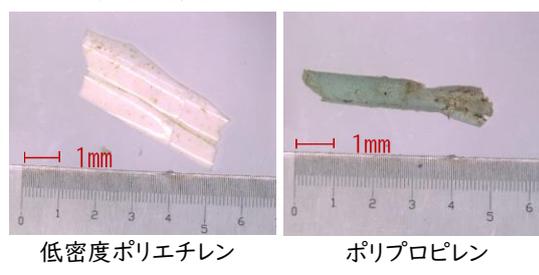
令和2年度（2020年度）に、浮遊ごみ回収装置を上江津湖と下江津湖に各1か所設置し、マイクロプラスチックの実態調査を行いました。その結果、お菓子の袋やペットボトル、たばこのフィルター等が多く確認されたほか、湖面の浮遊物からマイクロプラスチックが確認されました。

発生源としては、江津湖の上流から流入、陸域からの飛来などが考えられます。



江津湖で採取したプラスチックごみ

江津湖で採取したマイクロプラスチック



低密度ポリエチレン

ポリプロピレン

出典：熊本市一般廃棄物処理基本計画

基本方針7 各方針をつなぎ横断的に取り組む

施策7-1 環境影響評価を推進する



現状と課題

■取組7-1-1 環境影響評価条例の制定と体制の構築

環境影響評価制度とは、高速道路や新幹線、廃棄物処理施設等の大規模な開発事業を行う場合、それが環境にどのような影響を及ぼすか、あらかじめ事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して住民や行政などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げるための制度です。環境影響評価制度は、このような過程を経ることから、合理的な意思決定をサポートする手法として位置づけられています。

環境影響評価制度の利点として、大規模な開発事業を行う事業者が自ら環境に配慮して開発行為を行うことにより、環境影響を最小限に抑えることが期待できること、事業者による環境配慮に関する書類の公表及び市民の意見参加の機会があることにより、大規模な開発行為に対する市民の理解の促進が期待できること、といった点が挙げられます。

本市ではこれまで、本市域の開発事業に伴う環境の影響について、熊本県環境影響評価条例に基づき、市長は知事の求めに応じ、事業者に対し意見を述べてきたところですが、市による主体的な対応を可能とし、本市における良好な環境の確保を図るための有効な手段として、令和3年(2021年)9月に熊本市環境基本条例を改正し、環境影響評価の推進に関する規定を盛り込んだところです。今後、個別条例を制定し、事業者による環境配慮の準備を進める必要があります。

■取組7-1-2 事前配慮の仕組みの構築

本市が行う公共事業において、開発等によって、大気、水、緑などの環境が損なわれることを未然に防ぎ、適切な環境配慮を行うこととしており、率先した環境配慮を行う「熊本市公共事業環境配慮指針」を策定し運用しています。平成21年度(2009年度)に策定以降、適宜見直しを行っていますが、環境配慮の内容が時代にそぐわなくなっているものもあるため、全面改訂が必要です。

施策の方向性

■取組 7-1-1 環境影響評価条例の制定と体制の構築

具体的取組	担当課
対象事業や規模要件の検討を行い、令和6年度(2024年度)中を目途に、(仮)熊本市環境影響評価条例を制定します。また、環境影響評価に必要な評価体制を構築します。	・環境政策課
条例の施行にあたっては、事業者や市民への周知が必要となることから、制度の周知に努めます。	
条例の適正かつ円滑な運用のため、事業者に対し適正に意見を述べるほか、地域環境に関する情報の収集・整備、事業者や市民への提供、事業者等の求めに応じて必要な協力を行います。	

■取組 7-1-2 事前配慮の仕組みの構築

具体的取組	担当課
熊本市公共事業環境配慮指針を適切に運用するとともに、環境配慮に関する最新の動向を踏まえ、全面改訂します。	・環境政策課
建築物環境配慮制度等による環境に配慮された建築物の建築を誘導するための啓発に取り組みます。	・建築指導課

関連計画

熊本市公共事業環境配慮指針

施策 7-2 環境啓発・環境教育を推進する



現状と課題

環境教育の対象は、次世代を担う子どもたちのみならず、大人も含まれます。今日では学校や企業などで環境教育が行われており、持続的発展が可能な環境づくりの担い手の育成が始まっています。環境づくりの人材の担い手を育成していくためには、「環境に配慮した活動を自ら実践できる」という視点を持ち、市、市民及び事業者がそれぞれの立場において、また協力して、環境教育に力を入れていくことが重要です。

本項は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」第8条に基づく、「熊本市環境教育等行動計画」として位置づけます。

■取組 7-2-1 環境保全活動を実践できる人材の育成と環境に関する情報発信

環境保全の実践行動を促すためには、様々な機会をとらえて行動に結びつけるための取組が不可欠であるとの考え方のもと、本市はこれまで、環境啓発イベント、小中学生やその保護者を対象とした体験型の環境学習会や出前講座の開催など、学校だけではなく、様々な世代への環境学習・環境教育の場を通して、人材の育成に努めてきました。ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響により、環境学習・環境教育の機会を十分に提供することができませんでしたが、本計画に掲げる各施策を下支えする取組として、「新たな生活様式」を取り入れた取組の展開が必要です。

また、市のホームページを活用し、環境に関する情報を発信していますが、より多くの人の環境保全活動を促進するような情報発信や普及啓発が必要です。

■取組 7-2-2 学校教育の場におけるESDの推進

学校の活動においても、令和元年(2019年)7月に国の認定を受けた「SDGs未来都市」として、各学校の活動をESDの視点で捉え直し、社会の担い手を育み、学校や地域の更なる活性化を推進する必要があります。

施策の方向性

■取組 7-2-1 環境保全活動を実践できる人材の育成と環境に関する情報発信

具体的取組	担当課
<施設整備や施設見学の実施>	
市民活動団体や事業者が提供する自然体験の場やリサイクル工場等で行う環境教育について、体験の機会の場の認定制度（環境教育等促進法第20条に規定）による支援を行います。	・環境政策課
金峰山少年自然の家の整備・運営にあたっては、恵まれた自然や環境に配慮した施設を活かした環境教育等、質の高い教育や学びの場を提供します。	・青少年教育課
市有林を森林環境教育の場として活用するため、森林の多面的機能発揮のモデル林として整備します。	・農業政策課森づくり推進室
水道や下水道の役割や仕組みについて、施設見学等を行います。	・経営企画課
西部環境工場を活用した体験型環境教育を実施します。	・環境施設課
<自然との触れ合いの推進>	
小・中学生や親子などを対象とした「体験型」の環境学習会を実施します。	・環境総合センター
息の長い森林保全活動が期待できるような人材の育成を目的とした水源の森づくりボランティア活動を実施します。	・水保全課
多様な活動の場として整備された市有林をはじめ、市内の森林を活用した森林環境教育を推進し、子どもから大人まで幅広い世代が森林の機能や多様な林産物を活用することで、生涯学習や健康づくりにも資する取組を推進します。	・農業政策課森づくり推進室
幼少期から木のおもちゃや木製品とふれあう木育を通して、森林に対する理解を深める取組を推進します。	
市民の健康づくりや自然との触れ合いの場としての生活環境保全林「立田山憩の森」において、バリアフリーの遊歩道整備や健康アプリ等 ICT の活用などに取り組みます。	・環境共生課 ・健康づくり推進課
金峰山、立田山、江津湖などで市民が参加できる自然観察会等を開催、支援します。	・環境共生課 ・環境総合センター

具体的取組	担当課
市民が緑化を気軽に楽しみ、関心を深めてもらうため、まちなかに設けた花壇を自由にデコレーションするコンテストを実施するほか、樹木への樹名板や緑化啓発のポスター・看板を設置し、市民への環境教育・緑化啓発を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・公園課全国都市緑化フェア推進室 ・環境共生課
市民の自然環境への意識高揚や、子どもたちの豊かな感性を育むため、持続可能な緑化活動を保護者や地域等と連携して推進するほか、緑のマイスターを緑の少年団が活動する地域に派遣し、緑化技術などについて指導・助言を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・環境共生課
セミの種類や分布状況を分析して、環境の変化を評価するために市民参加型の生物調査を毎年継続して実施します。	
< 講座や検定、表彰の実施 >	
<p>市民のニーズに応じた講座を実施するとともに、オンラインを活用した、非接触型の講座も実施することで、市民の環境意識の向上を目指すほか、地域のリーダーを育成します。</p> <p>講座メニュー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大気の状態 ・ 地下水の仕組みや節水 ・ 植栽技術や維持管理技術、制度の活用法等 ・ 生物多様性の保全の必要性 ・ 分別やごみ出しルール、リサイクル ・ 地球温暖化対策の認知度向上と取組の促進 ・ 海洋プラスチックごみ問題やSDGsの取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境総合センター ・環境政策課 ・環境政策課温暖化・エネルギー対策室 ・環境共生課 ・水保全課 ・ごみ減量推進課 ・各クリーンセンター ・動植物園 ・経営企画課
熊本の地下水の仕組みや課題、水に関する歴史や文化等の普及啓発のために、くまもと「水」検定を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・水保全課
ごみ分別やリサイクルの取組の周知、啓発を目的に、LINEを活用した「ごみ減量リサイクルクイズ」を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量推進課
下水道に対する理解と関心を深め、その活用と普及を促進するため、「下水道いろいろコンクール」の熊本地区での審査、表彰を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・経営企画課

第3章 基本計画

具体的取組	担当課
＜情報発信やイベント、普及啓発の実施＞	
<p>本市の環境に関する施策や情報をホームページや SNS 等で発信します。</p> <p>発信する取組例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水を学ぶイベント等を実施されている「くまもと水守」の活動を周知するほか、活躍できる場の企画 ・ 地下水に関する各種情報やこれまでの地域における保全活動の紹介や、地下水管理の必要性、手法、実践例等 ・ 地域で守られてきた「熊本水遺産」 ・ 市民が誇りを持てるようなくまもと水ブランド ・ 自然や緑への親しみ ・ 緑化活動に関心を持てるような情報の提供 ・ 生物多様性の保全の必要性 ・ 「熊本市のごみ出しルール&リサイクル YouTube 動画」の公開や多言語に対応した分別ガイドなどのツール作成 ・ 熊本連携中枢都市圏が共同で実施する地球温暖化対策の認知度の向上と取組の促進を図るための広報活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境政策課 ・ 水保全課 ・ 公園課全国都市緑化フェア推進室 ・ 環境共生課 ・ ごみ減量推進課 ・ 環境政策課温暖化・エネルギー対策室
<p>市民が楽しみながら環境に関心を持てるようなイベントを実施します。</p> <p>実施するイベント例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「夏季の節水重点期間」を中心に、市民総参加による年間を通じた節水市民運動の実施 ・ 市民が自然や緑に親しみを増し、緑化活動に関心を持てるイベント 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水保全課 ・ 公園課全国都市緑化フェア推進室 ・ 環境共生課
<p>熊本市地球温暖化防止活動推進センターと協働で、地球温暖化対策に関する啓発や普及活動を実施します。</p> <p>広く住民・事業者に地球温暖化対策の認知度の向上と取組の促進を図るため、熊本連携中枢都市圏共同で広報活動を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境政策課温暖化・エネルギー対策室

■取組 7-2-2 学校教育の場における ESD の推進

具体的取組	担当課
総合的な学習（探究）の時間、道徳や特別活動等の時間を活用し、環境、平和や人権等の ESD の対象となる様々な課題への学びを深めることで、持続可能な社会の実現に向けて、問題解決能力やコミュニケーション能力を育成します。	・指導課
主に小学4年生を対象に、地下水・上下水道・生物多様性・資源循環・地球温暖化対策に関する副読本を作成し配布します。	・水保全課 ・経営企画課 ・環境共生課 ・ごみ減量推進課 ・環境政策課温暖化・エネルギー対策室
小学校に節水コマの設置や取付けの実演を行うほか、雨水貯留タンクを設置し、学習の教材として活用することで、節水意識の定着を図ります。	・水保全課
学校環境緑化コンクールの実施・表彰を行うほか、地域のボランティアやPTA等と連携した学校緑化を推進し、緑化意識の高揚に努めます。	・環境共生課 ・指導課
学校給食等における地域の農水産物の活用や農水産物に対する理解を深める食育活動を推進します。	・健康づくり推進課

■ ESD について

私たちがこの地球に暮らし続け、未来の人たちが安心して暮らせる社会を作るためには、社会のあり方を見直し、持続可能な社会へと変えていく必要があります。そのために必要なのが ESD です。

ESD によって変わる 一人ひとりの行動

流しそうめんを例えと・・・



出典：子ども向け ESD・SDGs パンフレット（環境省）

施策 7-3 国等との連携と国際協力に取り組む



現状と課題

■取組 7-3-1 市民等の参画・協働

これまで、市民（地域団体、市民活動団体等を含む）・事業者・市の各主体が相互に連携し、環境保全に係る協働の取組を進めてきたところですが、ここ数年、日頃から地域の環境保全活動に参加している市民の割合は減少傾向にあります。様々な環境課題を解決するためには、各主体による自主的な取組や協働が不可欠であることから、市は各主体の主体的な活動を尊重するとともに、積極的に市民等と参画・協働することが必要です。

なお、本項における具体的取組は、共通事項を除き、基本方針ごとに主な取組例を記載しており、前項までの施策の方向性にそれぞれ記載しています。

■取組 7-3-2 国等との連携

環境行政は、その事象によっては行政区域を越えて対処しなければならないものも生じます。このような場合、より効果的な環境対策を図るうえで、国や県、近隣自治体との広域的な連携が必要不可欠です。

なお、本項における具体的取組は、連携先ごとに主な取組例を記載しており、前項までの施策の方向性にそれぞれ記載しています。

■取組 7-3-3 国際協力の推進

現代の環境課題の特徴として、地球温暖化といった気候危機やプラスチックごみによる海洋汚染問題など、地球規模で解決しなければならない重大な環境課題が世界で共通認識となっています。本市は、国際都市の一員として、このような地球規模の環境課題を解決するために国際協力を推進する必要があります。そして、地球規模の環境課題に対しては、主体的に取組を行っている市民・事業者が大きな存在となっています。地球規模の環境課題を解決するためには、国や他の地方公共団体だけでなく、市民・事業者との連携が必要です。

施策の方向性

■取組 7-3-1 市民等の参画・協働

具体的取組 【注】共通事項を除き、基本方針ごとに主な取組例を記載	担当課
＜共通＞	
より事業効果が高まるものをはじめ、積極的に市民等の参画・協働を実施します。	・ 全ての関係課
＜基本方針1＞	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民による景観形成活動への支援 ・ 歴史的建造物の保存活動に取り組んでいる地域まちづくり団体などと連携し、歴史的建造物の保存と利活用を推進 ・ 地域住民による景観形成基準等の提案や、地域住民との景観協定の締結など、地域特性に応じた景観形成の推進 	・ 都市デザイン課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域及び関係機関との連携を強化し、青少年にとっての良好な生活環境の確保を目的とした街頭指導活動の推進 	・ 青少年教育課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路ふれあい美化ボランティアへの市民参加の促進 ・ 市民、地域と連携した道路の維持管理 	・ 土木総務課 ・ 道路保全課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園ふれあい美化ボランティアへの市民参加の促進 	・ 土木総務課 ・ 公園課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園愛護会の活動促進と育成 ・ 公園の管理運営に市民協働などの民間活力を導入 ・ 公園づくりに地域住民の意見を反映 	・ 公園課
＜基本方針2＞	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益財団法人くまもと地下水財団をはじめ地下水を共有する熊本地域の住民、事業者、行政などとの連携による地下水保全 ・ 水源かん養域における企業や市民団体への自主的な森づくりの働きかけ 	・ 水保全課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川ふれあい美化ボランティアへの市民参加の促進 	・ 土木総務課 ・ 河川課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 放置竹林対策に取り組む団体の活動継続の支援 ・ 市民との協働による里山林保全の継続的な取組に向けた推進体制の整備 	・ 農業政策課森づくり推進室
<ul style="list-style-type: none"> ・ 募金呼びかけによる熊本市ふるさとの森基金の充実 ・ 市民活動団体が行う緑化活動の支援 ・ 市民参加による植栽ボランティア活動の支援 ・ 街路樹愛護会の活動への支援や、樹木ふれあい美化ボランティア・緑のまちづくりボランティアの市民参加の促進 	・ 環境共生課

第3章 基本計画

<p>具体的取組</p> <p>【注】 共通事項を除き、基本方針ごとに主な取組例を記載</p>	<p>担当課</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度の活用検討 ・ 市民参加型による緑視率調査の検討 ・ 市電緑のじゅうたんサポーターの拡大 ・ 緑の募金運動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境共生課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校と地域が連携した緑化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑化活動の促進を目的とした市民・事業者・行政が参加するプラットフォームの設置運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境共生課 ・ 公園課 ・ 公園課全国都市緑化フェア推進室
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民や地域等所有の花壇等を「パートナー花壇」として位置づけることによる緑化活動の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園課 ・ 公園課全国都市緑化フェア推進室
<p><基本方針3></p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地権者や継承団体などの理解や協力による歴史的文化遺産の調査、保存等の実施 ・ 地域の文化団体などと連携した新たな文化芸術の創造と、これを活かしたまちづくりへの取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財課 ・ 文化政策課
<p><基本方針4></p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源としての生物多様性の適切な活用の推進を目的とした NPO や市民活動団体等が連携し協働する「いきもんネット」の活用 ・ 市民活動団体などが行う自然環境保全活動の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境共生課
<p><基本方針5></p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における積極的なリサイクル活動の支援を目的とした、地域団体や市民活動団体等の取組の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ減量推進課 ・ 廃棄物計画課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 美化協定団体によるボランティア活動への支援と市民参加促進 ・ 町内一斉清掃の参加促進 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減やバイオプラスチックの利用を促進する民間企業の取組の支援 	
<p><基本方針6></p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 熊本市地球温暖化防止活動推進センターとの協働による地球温暖化対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境政策課温暖化・エネルギー対策室

■取組 7-3-2 国等との連携

具体的取組 【注】連携先ごとに主な取組例を記載	担当課
＜国、熊本県、近隣自治体、民間事業者等の様々な関係機関＞	
・ 国や県と協力した、光化学オキシダント等の大気汚染物質の研究と発生メカニズムの解明の推進	・ 環境政策課
・ 国や県と連携した、2環状11放射道路網や国道57号熊本東バイパスの部分立体化などの整備の推進	・ 道路計画課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下水を共有する熊本地域の各市町村や県、地下水利用者その他関係団体等と連携した、地下水かん養をはじめとした広域的な地下水保全対策の推進 ・ 硝酸性窒素の削減について、熊本県や熊本地域の各市町村に対する、公益財団法人くまもと地下水財団と連携した働きかけの強化 	・ 水保全課
<ul style="list-style-type: none"> ・ くまもと緑・景観協働機構の活用の推進 ・ 近隣自治体や関係機関と連携した、外来種対策の実施 	・ 環境共生課
＜熊本県＞	
・ 県と連携した新幹線の騒音・振動問題の対応	・ 環境政策課
・ 科学捜査研究所との連携強化による、有事の際の原因物質の安全かつ迅速な特定の実施	・ 環境総合センター
＜熊本連携中枢都市圏＞	
・ 熊本連携中枢都市圏が連携したフードドライブ等の食品ロス削減のための取組の推進	・ ごみ減量推進課
・ 熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画に基づいた地域循環共生圏の実現に向けた取組の推進、地球温暖化対策の認知度の向上と取組の促進を図る広報活動や出前講座の実施	・ 環境政策課温暖化・エネルギー対策室
＜近隣自治体＞	
・ 地域循環共生圏の構築を目指した、ごみ処理の広域化の実施	・ 廃棄物計画課
＜全国の自治体＞	
・ 子どもたちとの地域の未来を考える花と緑のまちづくり全国首長会への参加による、花と緑のまちづくりを実現する輪の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境共生課 ・ 公園課全国都市緑化フェア推進室
・ 災害廃棄物の収集運搬や処分について、定期的に協定締結先と発災時の連絡体制や協定内容の確認の実施	・ 廃棄物計画課

第3章 基本計画

具体的取組 【注】連携先ごとに主な取組例を記載	担当課
<大学等の研究機関>	
<ul style="list-style-type: none"> 大学等の研究機関と連携協力した、地下水保全対策に関する調査研究の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 水保全課
<民間事業者>	
<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者と連携した道路の維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> 道路保全課 土木総務課
<ul style="list-style-type: none"> 公募設置管理制度などの民間活力導入による公園の管理運営の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 公園課
<ul style="list-style-type: none"> 企業への、水源かん養域における自主的な森づくりの働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 水保全課
<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者との災害用井戸に関する協定の推進 	
<ul style="list-style-type: none"> 地域住民・事業者・行政が一体となった、持続可能な緑の保全や適切な活用の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 環境共生課
<ul style="list-style-type: none"> 緑化活動の促進を目的とした市民・事業者・行政のプラットフォームの設置運用 企業に対する緑化活動への参画の働きかけ 企業から協賛金を募り、公共地の植樹帯等を「スポンサー花壇」として整備・運営 	<ul style="list-style-type: none"> 環境共生課 公園課 公園課全国都市緑化フェア推進室
<ul style="list-style-type: none"> 企業等所有の花壇等を「パートナー花壇」として位置づけることによる緑化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 公園課 公園課全国都市緑化フェア推進室
<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地の商店街やごみ処理業者等の関係者による「中心市街地ごみ対策連絡会議」の開催を通じた、中心市街地の清掃活動や、不法投棄対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ減量推進課 事業ごみ対策室
<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の収集運搬や処分について、定期的に協定締結先と発災時の連絡体制や協定内容の確認の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物計画課
<ul style="list-style-type: none"> 地元の食品関連事業者と連携した野菜摂取量を増加する食育の推進など、輸送による温室効果ガスの排出削減にも資する農産物の地産地消の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 農業政策課農水ブランド戦略室 健康づくり推進課
<ul style="list-style-type: none"> 災害時における民間事業者と連携した、EV や PHV/PHEV 等を活用した避難所への電力供給の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 環境政策課

■取組 7-3-3 国際協力の推進

具体的取組	担当課
地球規模の環境問題に関する情報収集や国際貢献につながる活動を推進するための、東アジア経済交流推進機構など国際的機関を通じたネットワークを構築します。	・環境政策課
世界規模で水不足や水環境が問題となっている中、国や水関連団体、国際機関と連携し、会議などを通して、本市の取組を発信し共有することで、国内・国際協力を図ります。	・水保全課
海外友好姉妹都市等の日本庭園の再整備に伴い、都市緑化に関する交流を行います。	・公園課全国都市緑化フェア推進室 ・国際課

■エクサンプロヴァンス市(フランス:交流都市)の日本庭園の整備について

本市の交流都市である、フランスのエクサンプロヴァンス市が管理する「サンミトル公園」内の日本庭園再整備事業については、本市の姉妹都市交流事業の一環として、整備に向けた技術協力を熊本市造園建設業協会と共に行い、令和3年(2021年)7月に完成しました。

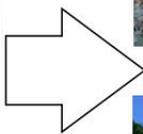
今後も、公園を訪れるエクス市民が日常的に日本文化に触れ、慣れ親しむことができるだけでなく、日本文化の体験やイベントを通じた、フランス国民の日本や熊本への理解を深めるための積極的な活用が期待されています。

設計にあたっては、阿蘇の米塚や白川の川の流れ等、熊本の風景をイメージできる庭づくりをコンセプトとし、庭園名は「UN AIR DE KUMAMOTO (日本語訳:熊本園)」となっています。

整備前



整備後



4 重点的取組

本計画では、基本理念（目指す都市像）の実現に向け、前頁までに記載したとおり七つの基本方針を掲げ、17の施策を総合的に推進しますが、本計画期間内に重点的に取り組むものを重点的取組と位置づけます。

重点的取組は、本市の地域特性や国を挙げた最優先課題を踏まえ、以下の二つを設定します。

重点的取組	
1	世界が認めた地下水の保全と緑あふれるまちづくりの推進 ～ アジア・太平洋水サミットと全国都市緑化くまもとフェアを契機とした、継続・発展的な取組展開～
2	持続可能な脱炭素社会の実現 ～ 「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指して～

(1) 重点的取組1 世界が認めた地下水の保全と緑あふれるまちづくりの推進

～ アジア・太平洋水サミットと全国都市緑化くまもとフェアを契機とした、継続・発展的な取組展開 ～

■概要

(地下水の保全)

本市の上水道の水源は全て地下水であり、74万市民の水道水として100%ミネラルウォーターが提供されている全国でも希有な都市「地下水都市・熊本」です。地下水保全のためのこれまでの取組として、本市では、昭和51年(1976年)、この限りある地下水を永久に保全し、後世まで守り伝える旨を盛り込んだ地下水保全都市宣言が市議会で決議されました。

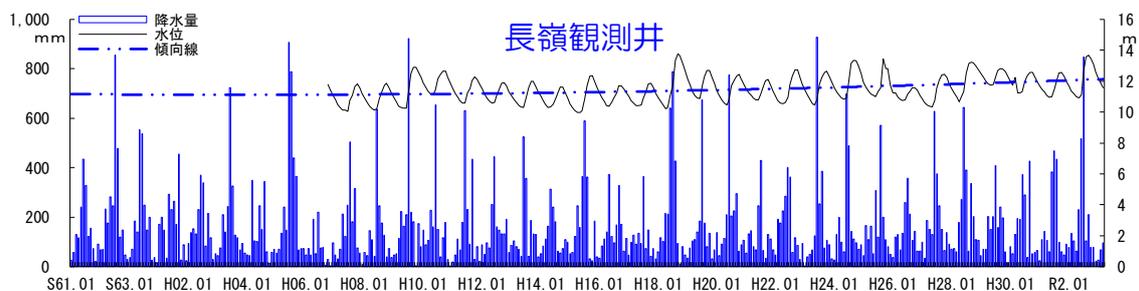
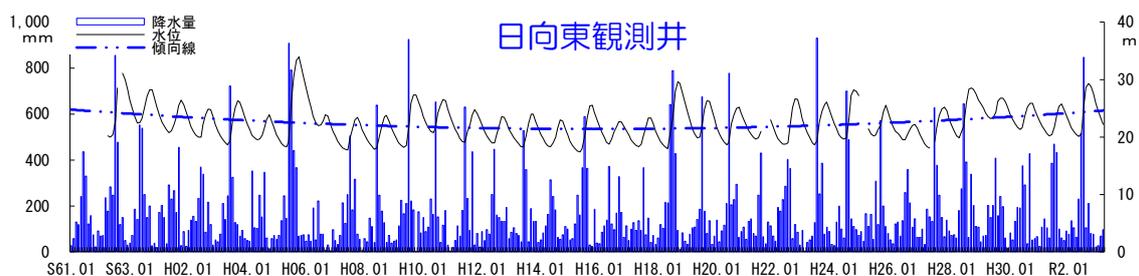
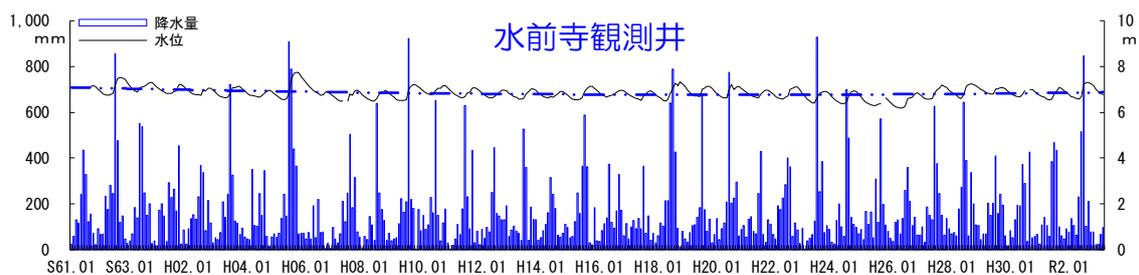
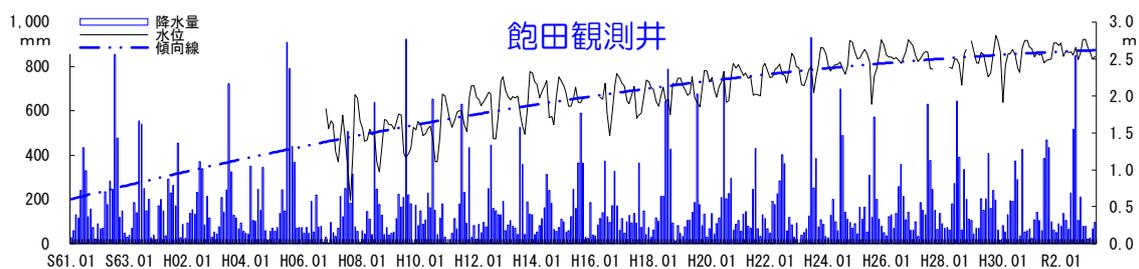
また、昭和52年(1977年)に、熊本市地下水保全条例を制定し、水量保全に関する取組を進めてきました。さらに、平成19年(2007年)には水質保全対策・かん養対策・節水対策を含む総合的な条例に改正しました。

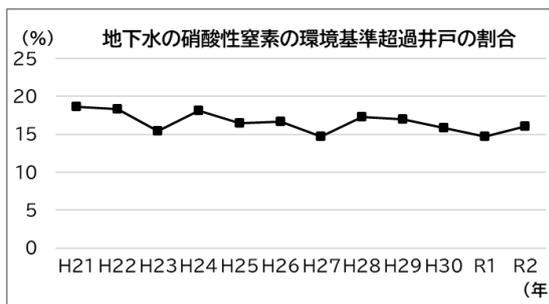
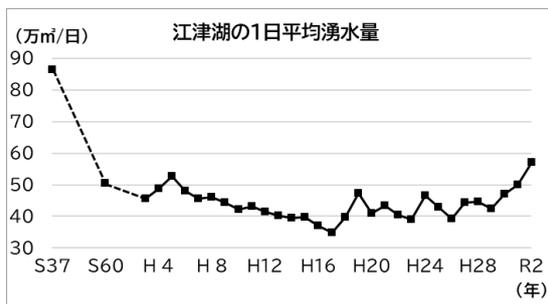
更に、平成21年(2009年)3月には、熊本市地下水保全プランを策定し、市民・事業者・行政が連携・協働しながら地下水保全対策を実施しています。同時に、この地下水は熊本地域11市町村で共有していることから、平成24年(2012年)4月に公益財団法人くまもと地下水財団を設立し、熊本県及び11市町村による広域的な取組を実施しています。

このような取組を進めた結果、水量については長期的な地下水位の低下傾向が鈍化し、多くの観測地点で地下水位の横ばい若しくは上昇傾向が見られます。市民の

憩いのある江津湖の湧水量も改善傾向が確認されています。また、水質についても、これまでの監視や浄化等の取組により概ね良好な状態にありますが、硝酸性窒素濃度が上昇傾向にあり、喫緊の課題として取り組む必要があります。地下水保全には長期的な取組が必要であるため、熊本市地下水保全プランに基づき、引き続き関連施策を推進します。

地下水位（出典：熊本市水保全年報（令和2年度(2020年度)））



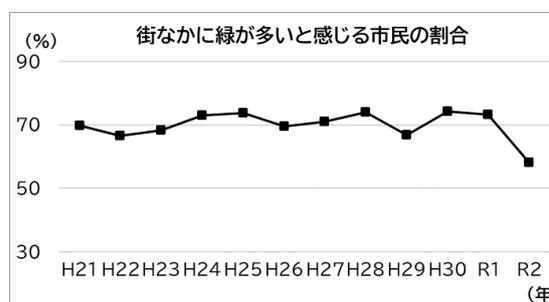
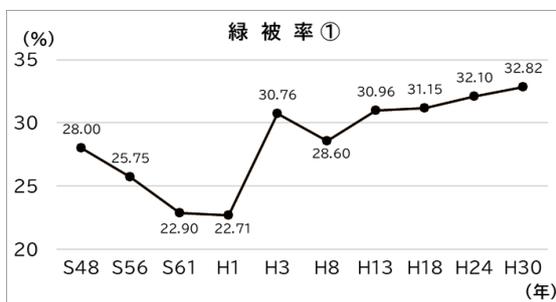


(緑あふれるまちづくり)

本市は、明治の文豪夏目漱石が「森の都」と表現したといわれる緑豊かな都市です。その緑は、市民が育み、市民に親しまれてきた歴史があります。戦争による緑の焼失や都市化の進展で緑が姿を消したことにより、自然環境の悪化が危惧され、緑の保全や回復の機運が高まり、昭和47年(1972年)、市議会で、自然環境の回復による生活環境の保全を目指す旨を盛り込んだ「森の都」都市宣言が決議され、森の都作戦によって、緑の保全や創造に取り組んできました。

その後、平成元年(1989年)には、熊本市ふるさとの森基金条例や熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例を制定、平成17年(2005年)には熊本市緑の基本計画を策定し、公園、街路樹、学校等の公共施設の緑の創出や民有地の緑化への助成のほか、熊本城公園、水前寺江津湖公園の整備や立田山等の緑地保全などに取り組んできました。

熊本の貴重な水が育んできたこの良好な緑を次の世代に引き継いでいくには、これまでの「量」の確保に加え、緑の持つ多面的な機能や効用(緑による景観、季節感、緑陰、安全性など)である緑の「質」を高めるとともに、緑の持つ多機能性と多様な主体の参画と連携による緑のまちづくりが重要となるため、熊本市緑の基本計画に基づき、関連施策を推進します。



【注】緑被率①=(樹林+草地+果樹園)÷区域対象面積

■取組

令和4年(2022年)3月から5月には、本市で、国内最大級の花と緑の祭典「第38回全国都市緑化くまもとフェア」が、同年4月には、「第4回アジア・太平洋水サミット」が開催されます。このような、全国規模のイベントあるいは国際レベルの会議の開催を一過性のものとせず、これらを契機として、中長期の視点に立った、継続・発展的な取組を進めます。

「第38回全国都市緑化くまもとフェア」

くまもとの花と緑、そして清らかな地下水といった豊かな自然の魅力を県内外に発信します。

「第4回アジア・太平洋水サミット」

本サミットは、国連「国際行動の10年、持続可能な開発のための水」の中間年にあたる令和5年(2023年)3月に開催予定の「国連水会議」のロードマップに位置づけられており、サミットの成果である「熊本宣言」がこの「国連水会議」において世界に発信されることで、アジア太平洋地域のみならず、世界の水問題解決につながることを目指すものです。

恵まれた水資源の保全

令和2年(2020年)3月に改定した、第3次熊本市地下水保全プランに掲げる基本目標である「恵まれた水資源の保全」に向け、四つの基本方針「地下水及び公共用水域の水質保全」・「地下水量の保全」・「広域連携や協働による地下水の保全」・「くまもと水ブランドの発信」に沿って、関連施策を推進します。推進にあたっては、公益財団法人くまもと地下水財団をはじめ地下水を共有する熊本地域、更に、連携中枢都市圏の住民、事業者、行政などが一体となって地下水保全に取り組みます。

持続可能な「森の都」の実現に向けた緑の保全・創出

令和3年(2021年)3月に改定した、熊本市緑の基本計画の基本理念である「持続可能な「森の都」の実現に向け、四つの基本方針「緑を守る」・「緑を育む」・「緑を活かす」・「緑を繋げる」に沿った、関連施策を推進します。推進にあたっては、効果的な事業推進について併せて検討を進めます。

■関連施策

基本方針	施策	取組
2 恵み豊かな自然環境を まもり、そだてる	2-1 地下水や河川を 保全する	2-1-1 地下水の水量の保全
		2-1-2 地下水の水質の保全
		2-1-3 河川や水路の水質の保全
	2-2 森林と緑地を保 全し、創出する	2-2-1 緑の保全
		2-2-2 緑の創出
4 自然共生社会をつくる 生物多様性に配慮した	4-2 生物多様性の恵 みを持続的に活 用する	4-2-1 生態系を活用した減災の維持と 推進
7 横断的に取り組む 各方針をつなぎ	7-2 環境啓発・環境教 育を推進する	7-2-1 環境保全活動を実践できる人材 の育成と環境に関する情報発信
		7-2-2 学校教育の場における ESD の推 進
	7-3 国等との連携と 国際協力に取り 組む	7-3-1 市民等の参画・協働
		7-3-2 国等との連携
		7-3-3 国際協力の推進

(2) 重点的取組 2 持続可能な脱炭素社会の実現

～「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指して～

■概要

(国の動き)

令和2年(2020年)10月、菅前総理が「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、官・民・地域が一体となって推進するための具体的な道筋として、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」や「地域脱炭素ロードマップ」が示されました。また、令和3年(2021年)5月には、改正地球温暖化対策推進法が可決・成立し、「2050年までの脱炭素社会の実現」が基本理念として法律に位置づけられるなど、脱炭素社会の実現に向けた国の動きが加速しています。

(本市及び連携中枢都市圏での動き)

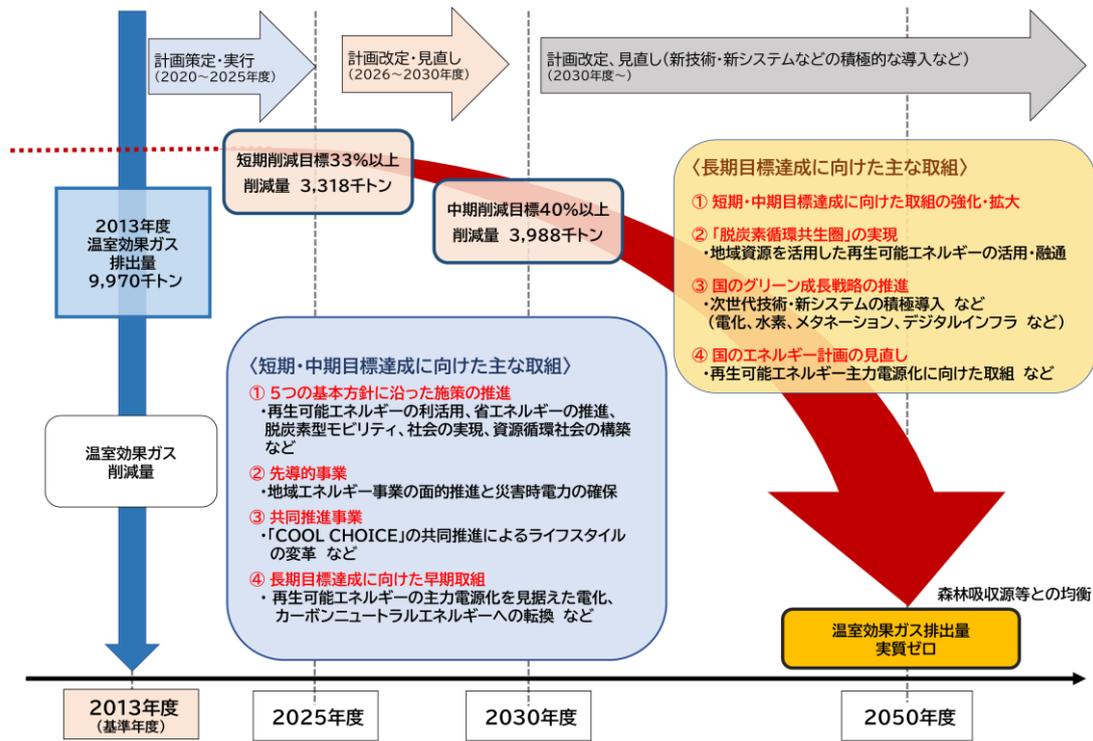
平成28年(2016年)熊本地震では、本市で約278,400戸、県内では約455,200戸が停電する中、明かりのない中での避難者の受入や安全確認作業は困難を極め、防災対応の拠点となる市施設においても36施設で通信が一時不能となるなど、混乱に陥りました。このような経験を通し、平成30年度(2018年)より、温室効果ガス排出量の削減や災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を目的として、本市が出資する地域エネルギー会社と連携した「地域エネルギー事業」を開始し、環境工場における発電余剰電力の市有施設への供給や大型蓄電池の整備等に取り組んでいます。

また、地域エネルギー事業の推進によって市有施設の電力料金の削減も実現できたことから、削減した電力料金を財源として「熊本市省エネルギー等推進基金」を創設し、市民や中小企業を対象として、省エネ機器の導入等に対する助成を行っています。

更に、地球温暖化対策の取組は、社会的・経済的に深いつながりがある都市圏全体が一体となって取り組むことがより効果的であることから、平成28年(2016年)3月に策定した「熊本連携中枢都市圏ビジョン」では地球温暖化対策も都市圏共通の重要課題と位置づけられています。熊本連携中枢都市圏が共同で実施することで施策の補完効果や波及効果、協働による推進効果が期待されることから、令和2年(2020年)1月、「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指すことを宣言するとともに、令和3年(2021年)3月、連携中枢都市圏として全国で初となる地球温暖化対策実行計画を策定しました。計画では、圏域におけるエネルギーの地産地消など、SDGsの理念に沿った施策の方向性を示すことを通して、持続可能な「地域循環共生圏」の実現を目指すこととしています。

今後、都市圏が一体となって同計画を着実に推進するとともに、本市の事務事業における脱炭素化に向けた率的取組を推進します。

第3章 基本計画



出典：熊本連携中枢都市圏温暖化対策実行計画

図 熊本連携中枢都市圏における温室効果ガス削減ロードマップ

■取組

熊本連携中枢都市圏での連携推進

本市が圏域全体のけん引役となり、「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」に掲げた四つの重点取組を積極的に推進します。



図 熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画概要

脱炭素化に向けた率優先的取組の推進

「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」に向けた行政の率優先的取組として、市有施設等における太陽光発電設備や大型蓄電池の拡充、照明のLED化などの省エネ・蓄エネ・再エネに関する取組を推進し、本市の事務事業における脱炭素化を目指します。

■関連施策

基本方針	施策	取組
2 恵み豊かな自然環境をまもり、そだてる	2-1 地下水や河川を保全する	2-1-1 地下水の水量の保全
		2-1-2 地下水の水質の保全
	2-2 森林と緑地を保全し、創出する	2-2-1 緑の保全
5 環境負荷の少ない持続可能な循環型社会をつくる	5-2 資源の循環的な利用を促進する	5-2-2 廃棄物等のエネルギーや資源としての活用
	5-3 資源物を適正に処理する	5-3-2 適正な中間処理・最終処分体制の確立
6 地域から行動し地球環境をまもる	6-1 地球温暖化対策を推進する	6-1-1 再生可能エネルギーの利用の促進
		6-1-2 省エネルギーの推進
		6-1-3 環境にやさしい交通の推進
		6-1-4 気候変動による影響への適応
7 各方針をつなぎ横断的に取り組む	7-2 環境啓発・環境教育を推進する	7-2-1 環境保全活動を実践できる人材の育成と環境に関する情報発信
		7-2-2 学校教育の場におけるESDの推進
	7-3 国等との連携と国際協力に取り組む	7-3-1 市民等の参画・協働
		7-3-2 国等との連携
		7-3-3 国際協力の推進